

第3期 清須市子ども・子育て支援事業計画



2025(令和7)年3月

清 須 市

2025(令和7)年度▶▶2029(令和11)年度



清須こども・はぐくみ宣言

きみたちは、清須市の宝物です。

清須市の今を、そして未来をつくっていく人たちだからです。
その宝物であるきみたちが、もっと光り輝けるよう、心も体も、
ぐんぐん大きくなれるまちをつくります。

それは、きみたちが好きなことをするために、
なりたいものになるために、のびのびと頑張れるまち。
明日やあさってが楽しみになるような、笑顔いっぱいのまちです。
ときには、雨の日や、風の日も、あるかもしれません。

でも、安心してください。

たとえ、そんな日がやってきたとしても、きみたちがまっすぐ
前を向いて歩いていけるよう、私たち大人が傘になりますから。
それが、清須にくらす大人の役割です。

きみたちを、まちのみんなで育てていくことを約束し、
ここに『清須こども・はぐくみ宣言』を行います。

令和6年4月7日

清須市長 永田 純夫

2024.4.7



はじめに

全国的に急速な少子化が進む中、本市においても2021（令和3）年9月をピークに人口が減少に転じており、子どもや子育てをとりまく環境は、著しい変化の時期を迎えております。



本市においては、2015（平成27）年度に「子ども子育て関連3法」の制定を受け、2015（平成27）年度から2019（令和元）年度の5か年を期間として、「清須市子ども・子育て支援事業計画」（第1期）を策定、次いで計画期間を2020（令和2）年度から2024（令和6）年度の5か年とする「第2期清須市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画の推進に努めてまいりました。2024（令和6）年4月には、人口減少に歯止めをかけ一層の発展を図るため、人口減少対策事業の一環として、『清須市こども・はぐくみ宣言』を表明し、子どもや若者を地域全体ではぐくむまちづくりを推進する姿勢を示させていただきました。

このたび、『清須市こども・はぐくみ宣言』のキャッチコピーである「子育てを、チームで。」を基本理念に据え、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5か年を期間とする「第3期清須市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2024（令和6）年4月の厚生労働省の発表では、本市の合計特殊出生率は「1.78」であり、愛知県内で1位でありました。しかしながら、これからも様々な社会情勢の変化や多様化する保育ニーズに対応する必要がある、「子どもの最善の利益」の実現を目指して、子育て支援施策を推進していきます。

本計画におきましても、「清須市の宝物である子どもたちが、もっと光り輝けるよう、まちのみんなで守り、育てていく」という姿勢で、子育て当事者だけでなく、地域住民、企業、学校、行政などが相互に連携を図り、支え合いながら計画の推進に努めてまいります。

明日の清須を担う子どもたちのために、皆様方の一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査やワークショップ、グループヒアリング、パブリック・コメント等にご協力をいただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご審議をいただきました「清須市子ども・子育て審議会」の委員の皆様、並びに関係者の皆様には心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

清須市長 永田 純夫

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	3
2 計画の法的根拠と位置づけ	4
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	5
1 清須市の状況.....	7
2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要	13
3 放課後の過ごし方に関するアンケート結果の概要	22
4 子育てワークショップの概要.....	25
5 子育てに関わる団体へのヒアリングの概要	26
6 清須市の課題.....	27
第3章 計画の基本理念と基本目標	29
1 計画の基本理念.....	31
2 計画の基本目標.....	32
3 施策体系	34
第4章 施策の展開	35
基本目標1 おやこの健康づくり.....	37
基本目標2 子育て環境の充実	41
基本目標3 子どもを大切にはぐくむ社会の実現.....	49
基本目標4 配慮を必要とする家庭への支援	54

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策...61

- 1 教育・保育提供区域の設定 63
- 2 将来の子ども人口の見通し 65
- 3 教育・保育の量の見込みと確保方策 66
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 69
- 5 教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保 82
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 82

第6章 計画の推進体制.....83

- 1 計画の周知と進行管理 85
- 2 推進体制 85

資 料 編.....87

- 1 清須市子ども・子育て審議会条例 89
- 2 子ども・子育て審議会委員一覧..... 91
- 3 計画策定の経緯..... 92
- 4 第2期計画の施策進捗評価 93

第 1 章

計画の基本的な考え方





1 計画策定の趣旨と背景

日本の少子化が1990年代に問題視されて以降、国は様々な少子化対策に取り組んできました。しかしながら、少子化の流れはとどまらず、加えて、子育て家庭の孤立、保育所待機児童問題などの子育てに関わる社会的課題が顕在化してきました。

このような、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、2012（平成24）年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、2015（平成27）年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村において、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

清須市（以下、「本市」という。）においても、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、2015（平成27）年3月に「清須市子ども・子育て支援事業計画」（第1期）を、2020（令和2）年3月には「第2期清須市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、清須市の実情に応じた質の高い幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

その後、国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が2022（令和4）年6月に成立し、翌年4月に施行されました。また、同年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（2023（令和5）年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が2024（令和6）年6月に成立しました。

この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が2025（令和7）年度に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が2026（令和8）年度に創設されることになりました（2028（令和10）年度までに段階的に導入）。

このような背景の中、本市では、2024（令和6）年度に「第2期清須市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了を迎えることから、「第3期清須市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子育て環境の充実に取り組んでいきます。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に規定される市町村行動計画及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画として位置づけ、一体のものとして策定します。

また、本計画は、上位計画である「清須市第3次総合計画」、その他関連計画が定める子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5か年とします。

■ 計画の期間

2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
第2期 清須市子ども・子育て支援事業計画									
				策定	第3期 清須市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

本計画にあたっては、清須市子ども・子育て審議会を設置し、有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ策定・検討しました。

また、審議会の他に「子育て支援に関するニーズ調査」の実施並びに子育て世代と子育て支援者の声を直接聞くための「ワークショップ」、「グループヒアリング」等を開催し、本計画を策定しています。

第 2 章

子ども・子育てを取り巻く現状



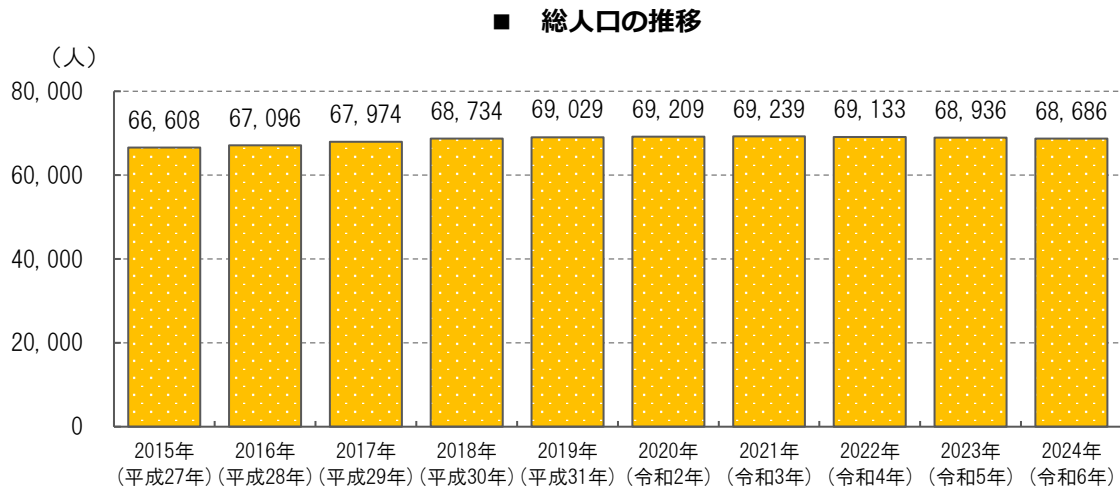


1 清須市の状況

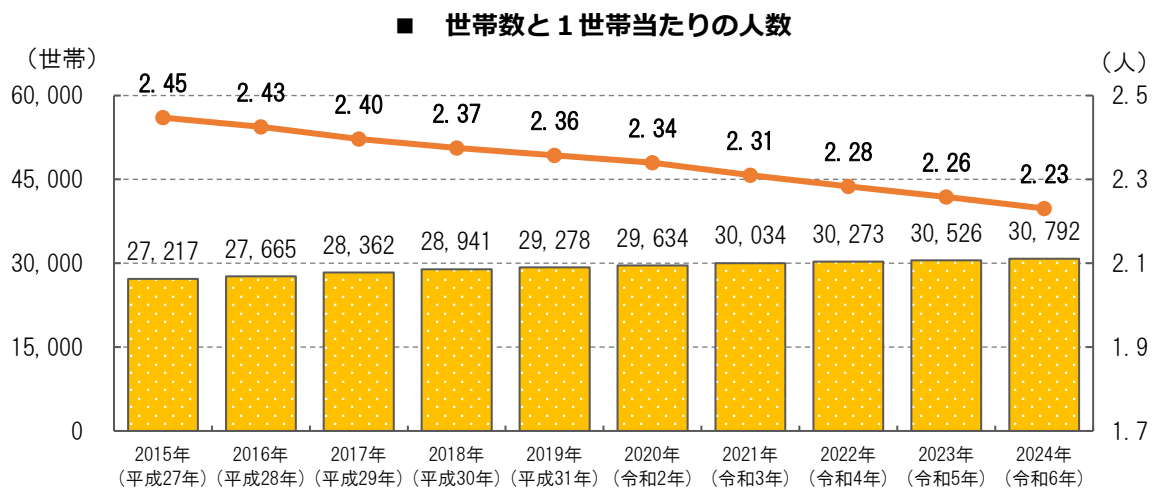
(1) 総人口と世帯数の推移

本市の総人口は増加傾向にありましたが、2021（令和3）年をピークに減少に転じています。

また、世帯数は年々増加していますが、1世帯当たり人員は減少しており、2015（平成27）年の2.45人から2024（令和6）年は2.23人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

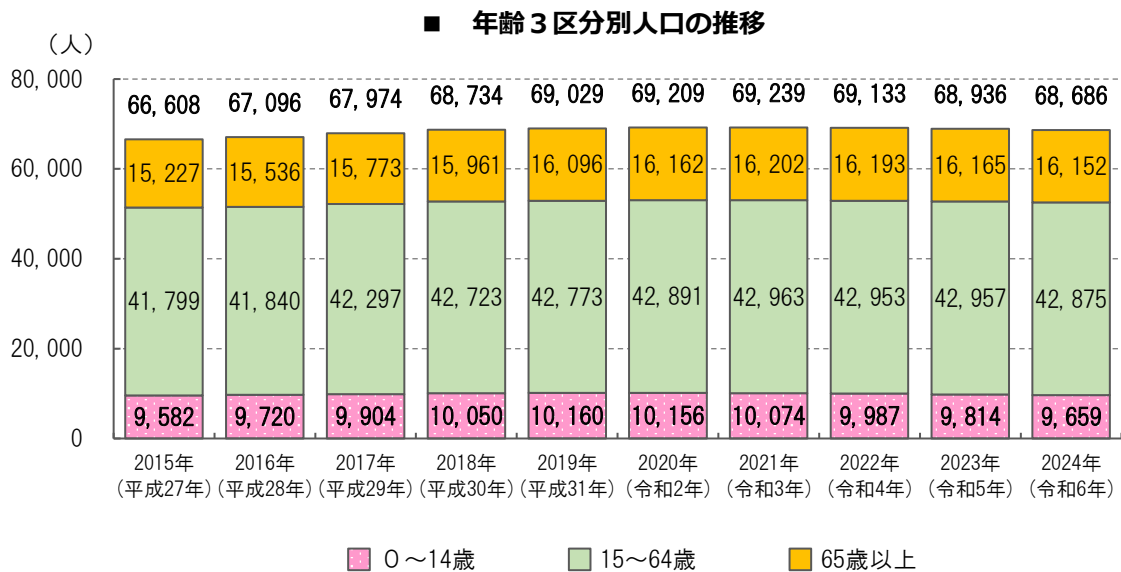


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

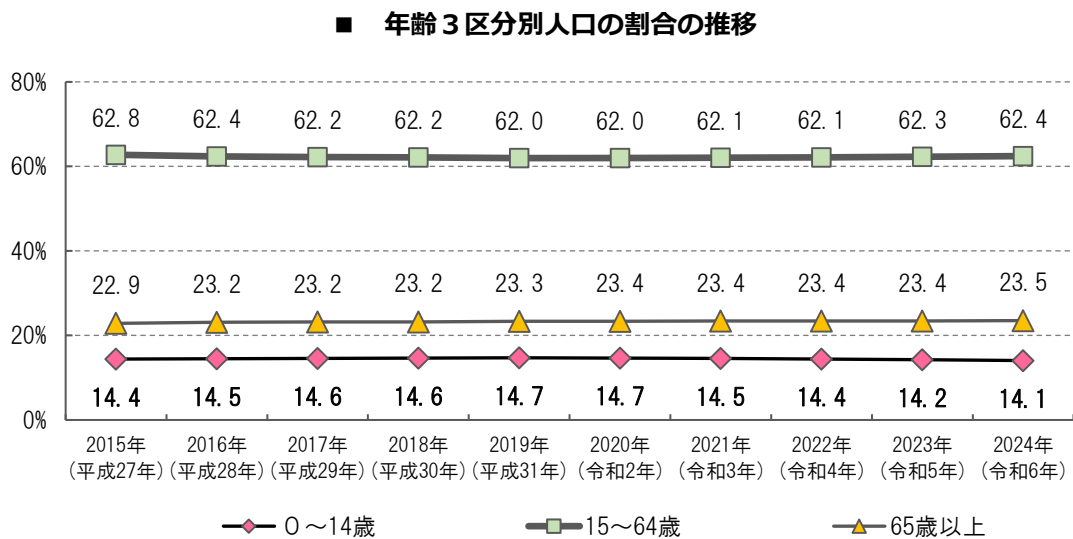
(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、3区分ともに増加傾向でしたが、0～14歳の年少人口は2019（平成31）年をピークに、15～64歳の生産年齢人口及び65歳以上の老年人口は、2021（令和3）年をピークにその後は減少に転じています。

また、年齢3区分の構成割合は、2015（平成27）年以降大きな変化はなく、0～14歳の年少人口は14%台、15～64歳の生産年齢人口は62%台、65歳以上の老年人口は23%台で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

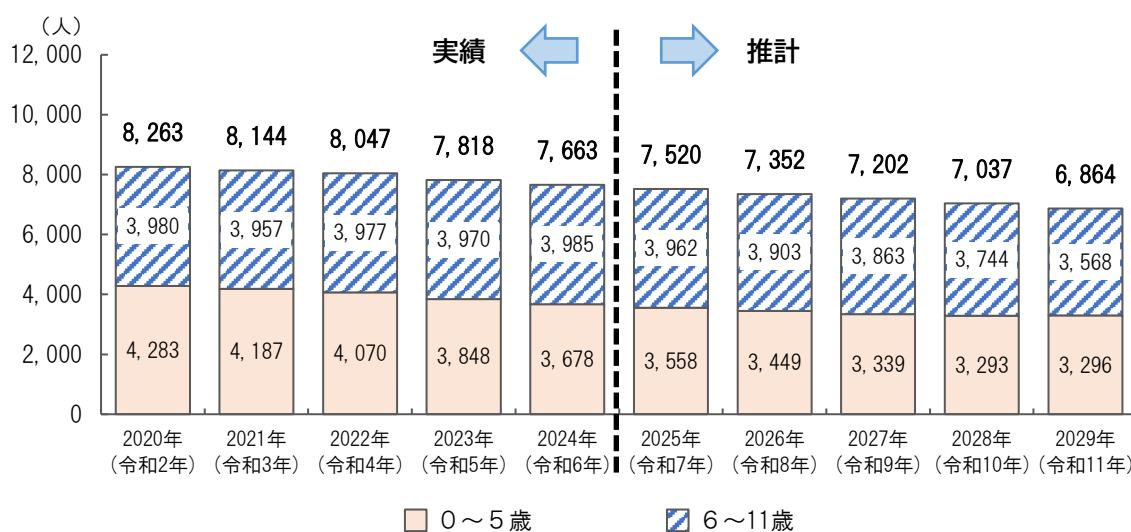


(3) 児童人口の推移

11歳以下の子ども人口の推移をみると、0～5歳は年々減少、6～11歳では増減はあるものの横ばい傾向となり、合わせた0～11歳は2020（令和2）年から2024（令和6）年にかけて600人減少しています。

また、推計をみると、計画の初年度である2025（令和7）年には7,520人、計画の最終年度である2029（令和11）年には6,864人と、4年で8.7%減少する見込みとなっています。

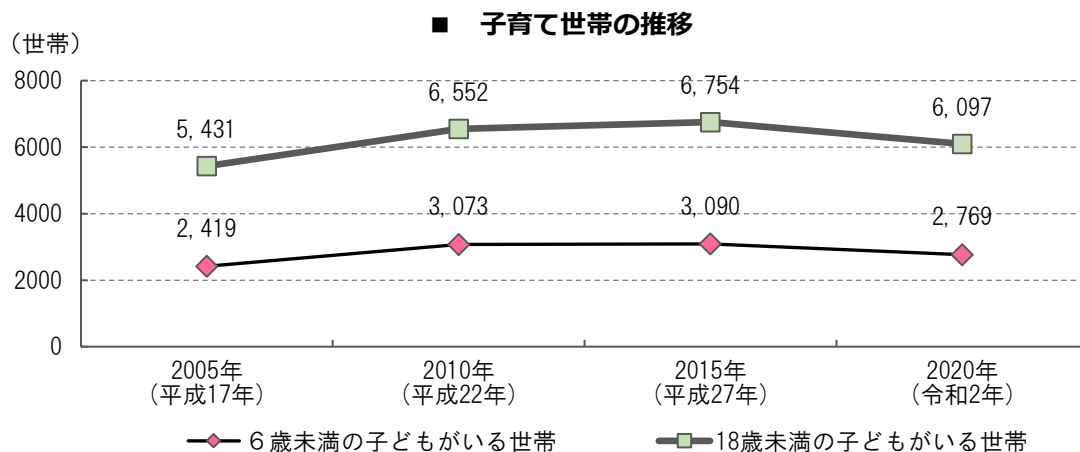
■ 子ども人口の推移と推計



資料：実績…住民基本台帳（各年4月1日現在）
推計…実績値に基づき、コーホート要因法により算出

(4) 子育て世帯の推移

子育て世帯の推移をみると、6歳未満がいる世帯及び18歳未満がいる世帯ともに2015（平成27）年までは増加していましたが、その後は減少しています。



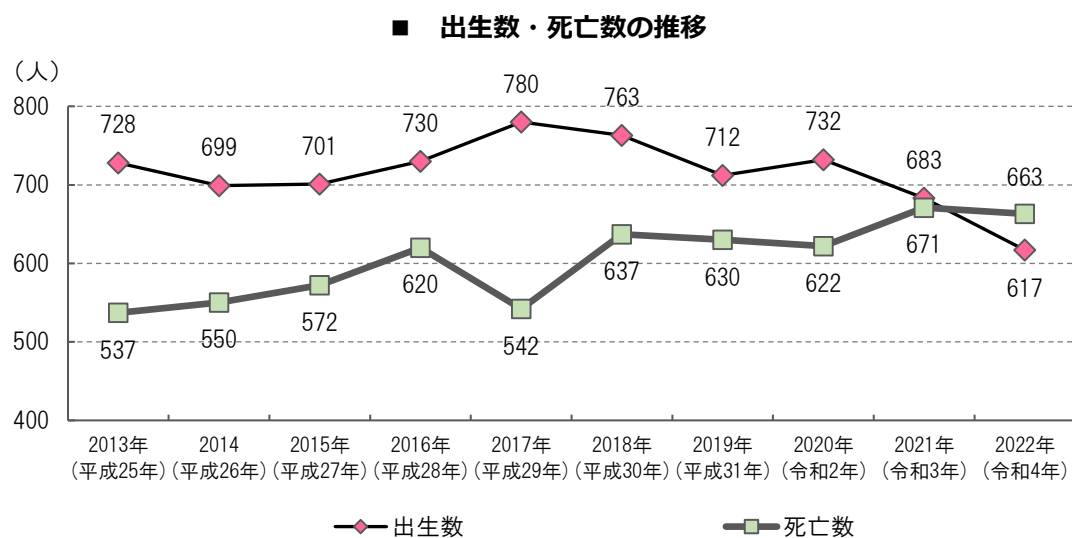
資料：愛知県衛生年報

(5) 出生数・死亡数の推移

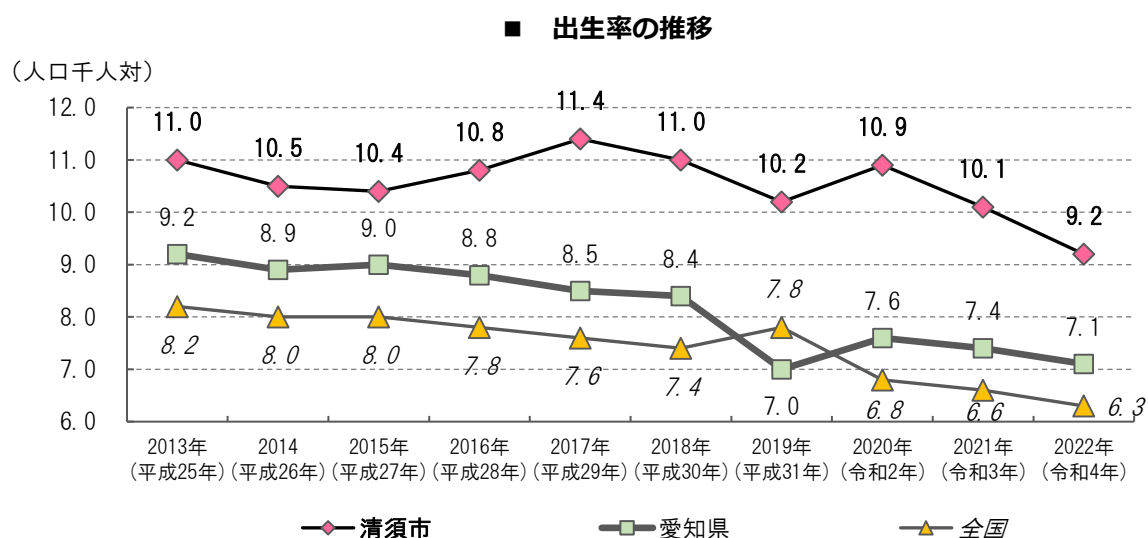
2013（平成25）年から2022（令和4）年までの出生数・死亡数をみると、2020（令和2）年までは出生数が死亡数を上回る自然増の傾向となっていました。2021（令和3）年には出生数と死亡数の差がなくなり、2022（令和4）年には死亡数が出生数を上回っています。

出生数は、2017（平成29）年までは増加傾向でしたが、その後減少傾向にあります。一方、死亡数は、2018（平成30）年以降、600人台で推移しています。

本市の出生率は、2017（平成29）年をピークにその後は減少傾向にあるものの、全国・愛知県を上回っています。



資料：愛知県衛生年報

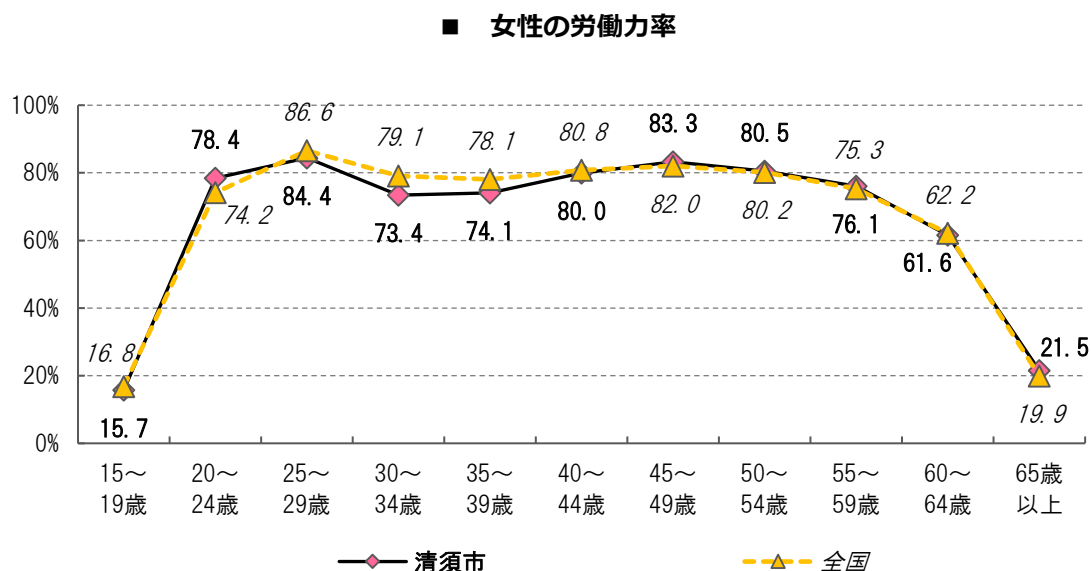


資料：愛知県衛生年報・人口動態統計



(6) 女性の労働力

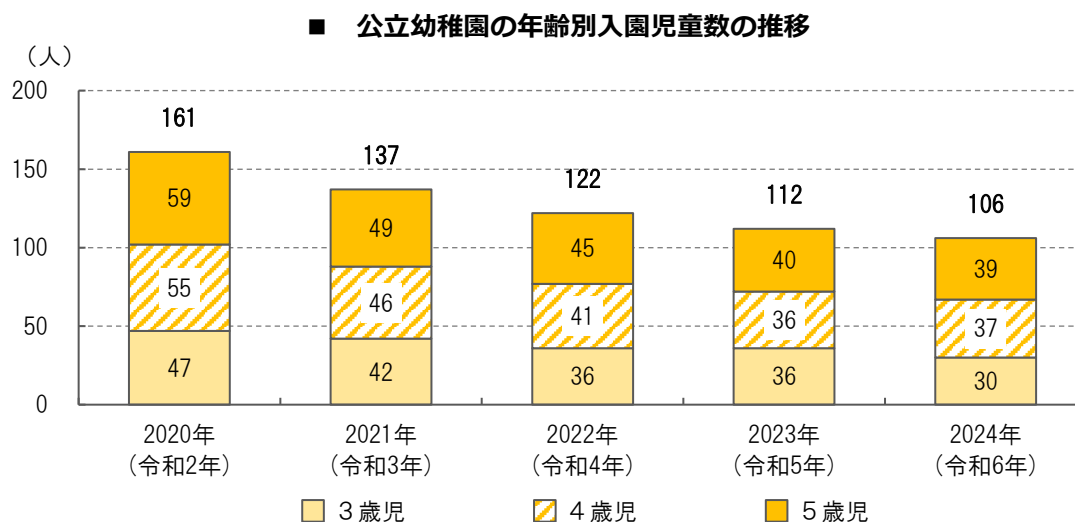
2020（令和2）年の国勢調査における女性の労働力率をみると、20歳代後半から30歳代前半にかけて、出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」を描いています。本市と国の値を比べてみると、25歳から44歳の間の労働力率が全国値と比べ低くなっています。



資料：2020（令和2）年国勢調査

(7) 公立幼稚園の入園児童数の推移

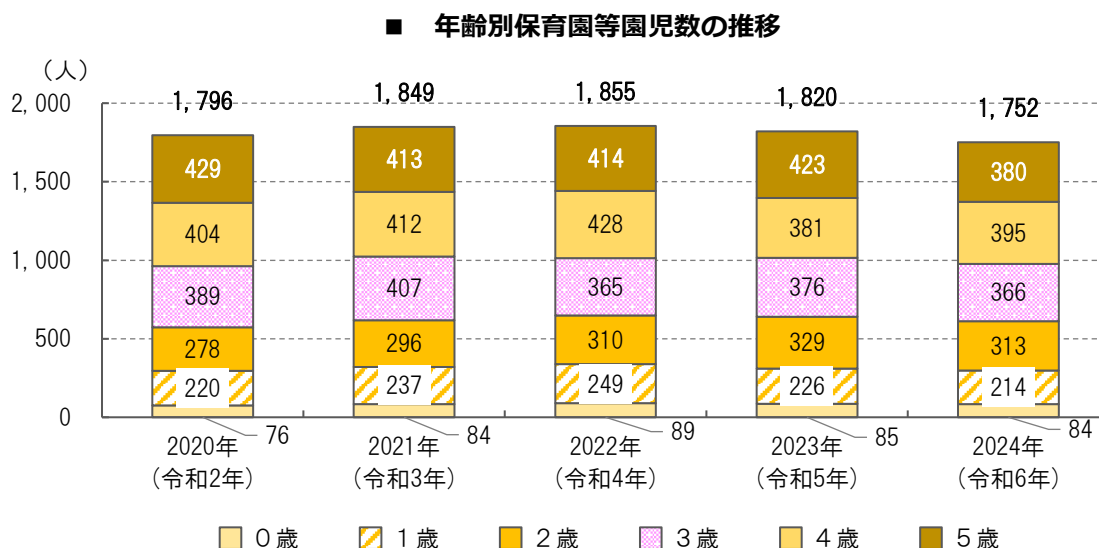
公立幼稚園の入園児童数の推移をみると減少しています。これは、児童が減少していること及び市内に認定こども園が開園したことによるものです。



資料：児童保育課（各年4月1日現在）

（８）保育園等園児数の推移

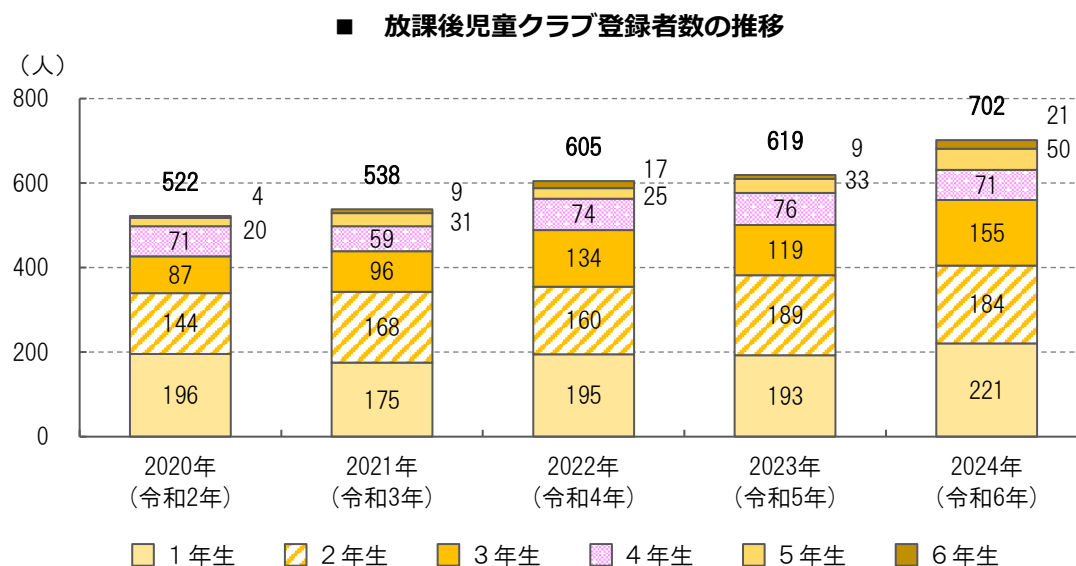
保育園等園児数の推移をみると、2022（令和4）年をピークに減少に転じました。しかし、園児全体に対する0～2歳児の割合は、高い比率を維持しています。



（９）放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの登録人数をみると、増加傾向となっています。

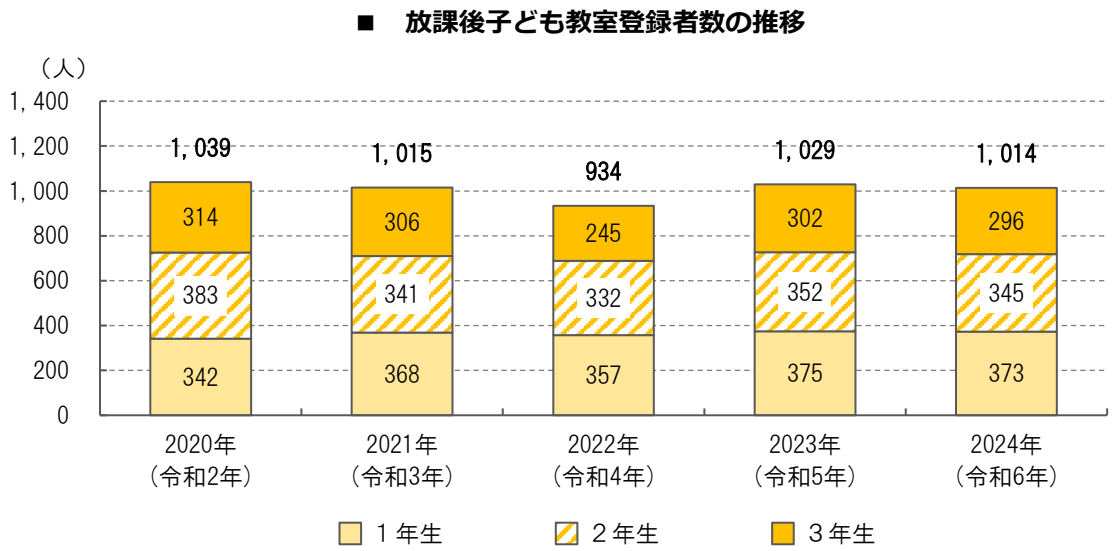
小学校6年生までが対象となっていますが、利用者のほとんどを小学校1～3年生が占めており、特に3年生は、直近4年間で8割近く増加しています。





(10) 放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室の登録者数をみると、コロナ禍で一時的に減少しましたが、横ばい傾向で推移しています。



2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

清須市子ども・子育て支援事業計画策定のために市内に居住する就学前の子どものいる世帯、小学生の子どものいる世帯を対象に、子育て支援に関する施設やサービスの利用状況、今後の利用希望等の子育て支援サービスに関するニーズを把握するために実施しました。

(2) 調査の概要

調査対象	①清須市在住の「就学前児童」の保護者（就学前児童調査） ②清須市在住の「小学生」の保護者（小学生児童調査）
調査期間	2024（令和6）年1月31日～2月22日
調査方法	郵送配付・郵送回収及びWEB回答
配付数	①2,000通 ②1,000通
有効回答数	①846通 ②480通
有効回答率	①42.3% ②48.0%

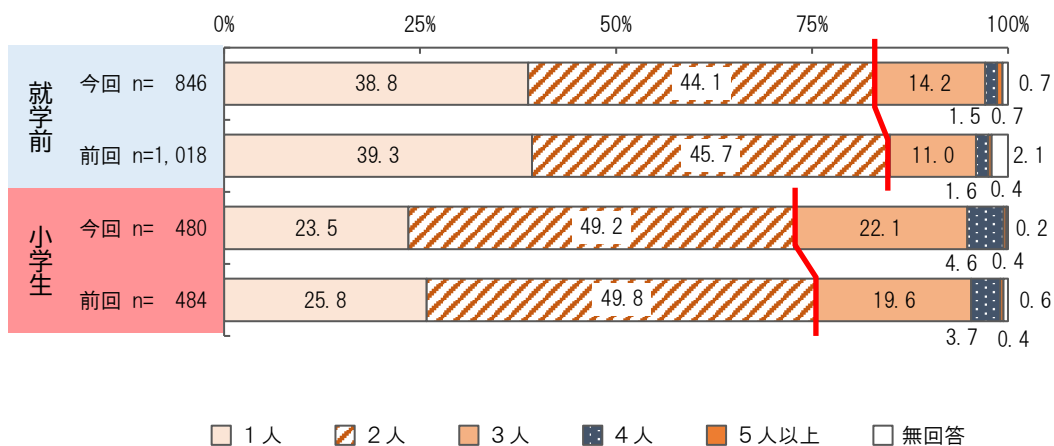
(3) 調査結果

① 家族の状況について

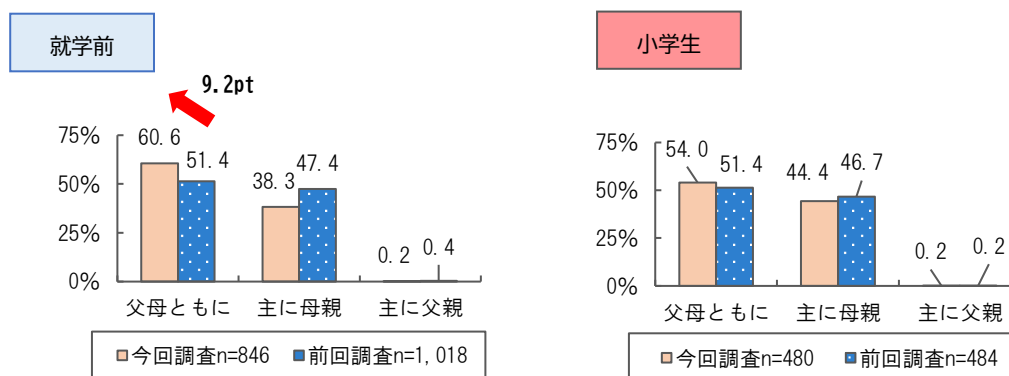
きょうだいの人数（本人含む）は、就学前・小学生ともに「2人」が4割台と最も高いものの、前回調査より3人以上の割合が増加しています。

主な保育者は、就学前・小学生ともに「父母ともに」が5～6割、「主に母親」が4割前後となっている。就学前では前回調査より「父母ともに」が9.2ポイント増加しています。

■きょうだいの人数



■子育てを主に行っている人



- ▶ 5年前より3人以上の多子世帯は増加しています。
- ▶ 5年前より父母ともに協力して子育てしている家庭が増加しています。

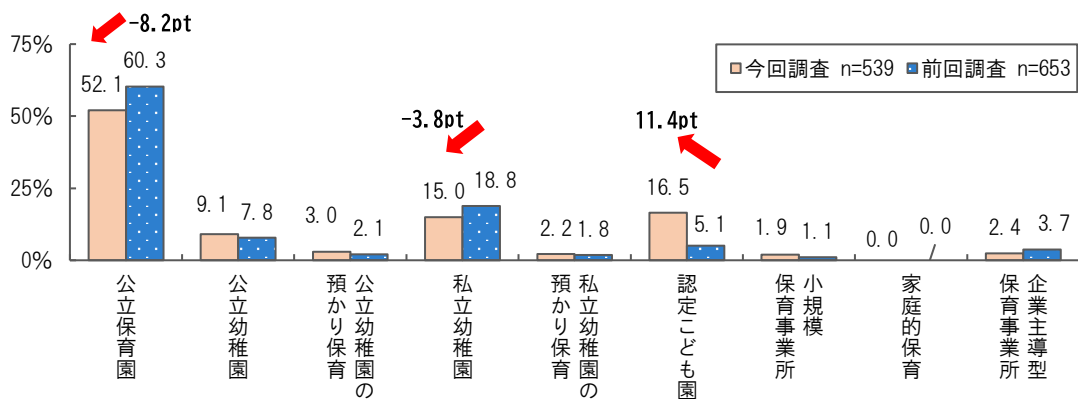


② 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

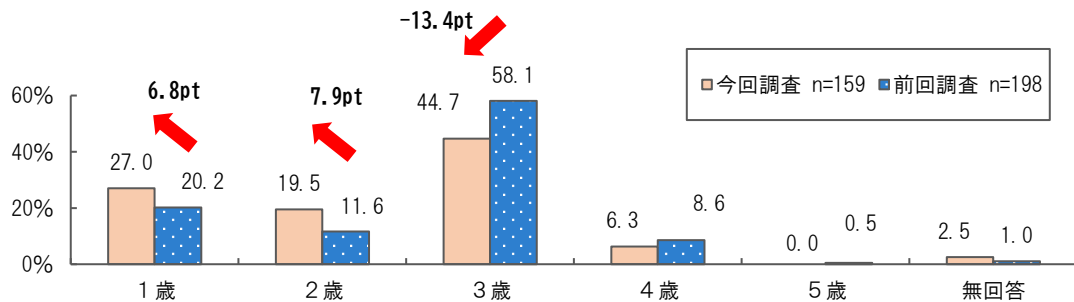
利用している教育・保育事業は、「公立保育園」が5割強と最も高いものの、前回調査より「公立保育園」「私立幼稚園」は減少し、「認定こども園」は10ポイント以上増加しています。

子どもがまだ小さいため事業を利用していないと回答した方が、利用を開始したい子どもの年齢は、「3歳」が4割強と最も高いものの、前回調査より「1歳」「2歳」の利用ニーズが高まっています。

■ 平日に定期的に利用している教育・保育の事業



■ 未利用者が事業を利用しようと考えている子どもの年齢

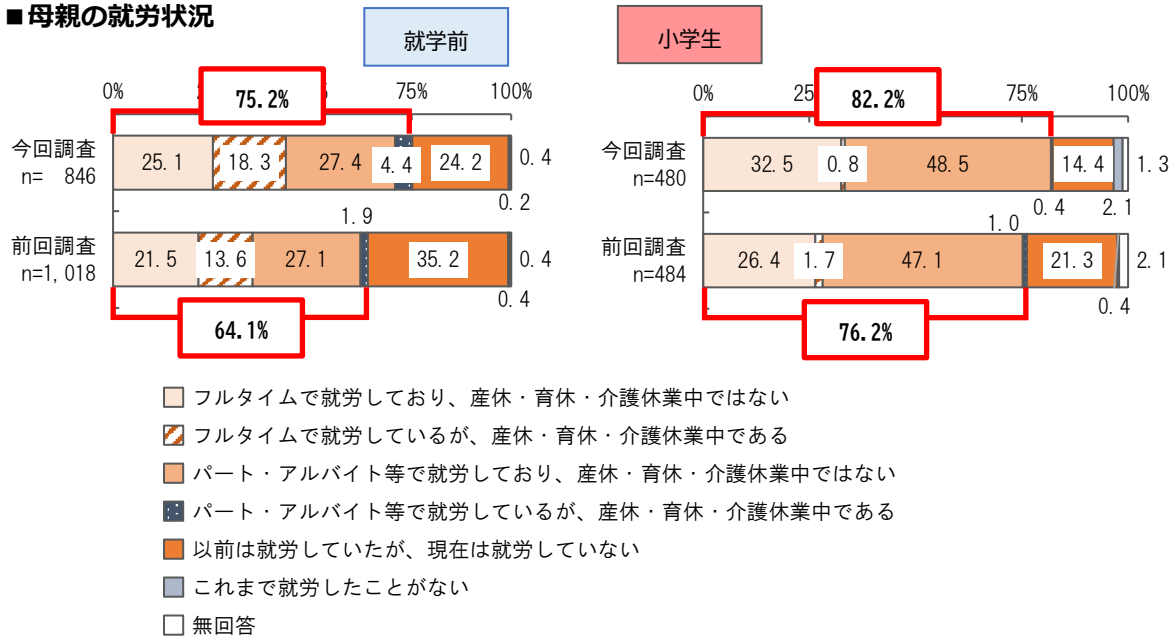


- ▶ 保育園・幼稚園の認定こども園への移行にともない、5年前より認定こども園の利用者が増加しています。
- ▶ 現在の利用状況に関わらず、認定こども園の利用希望は約35%となっています。利用を開始したい子どもの年齢は、半数近くが1歳もしくは2歳と回答しています。

③ 母親の就労状況

就労している母親は、就学前では7割強、小学生では8割強となっています。前回調査より就労している母親は、就学前では11.1ポイント、小学生では6.0ポイント増加しています。

■ 母親の就労状況



▶ 5年前より働いている母親は増加しています。



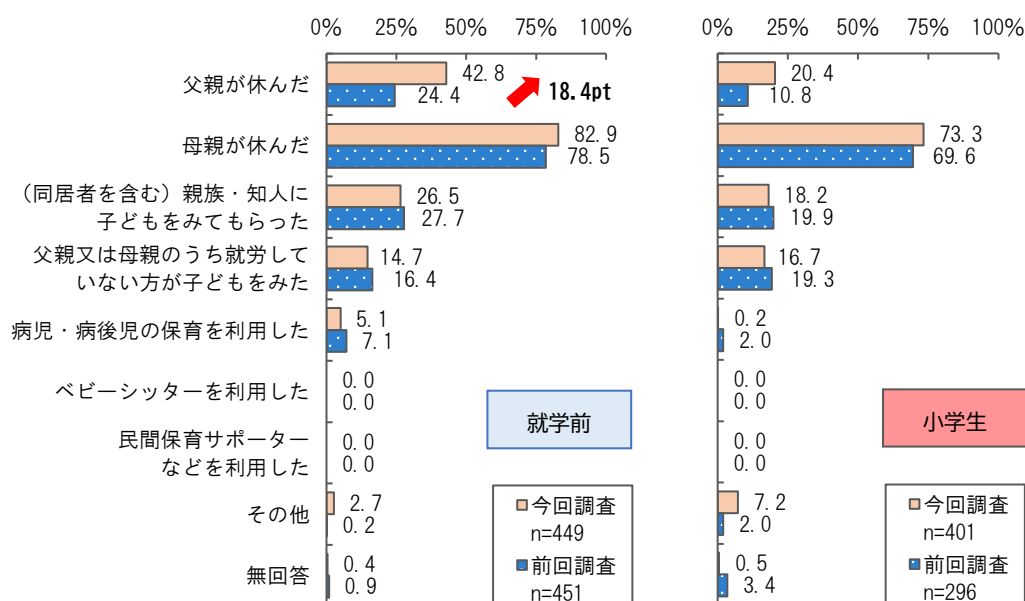
④ 病気の際の対応について

病気の際の対応は、就学前・小学生ともに「母親が休んだ」が最も高く、次いで「父親が休んだ」となり、前回調査より割合が高くなっています。

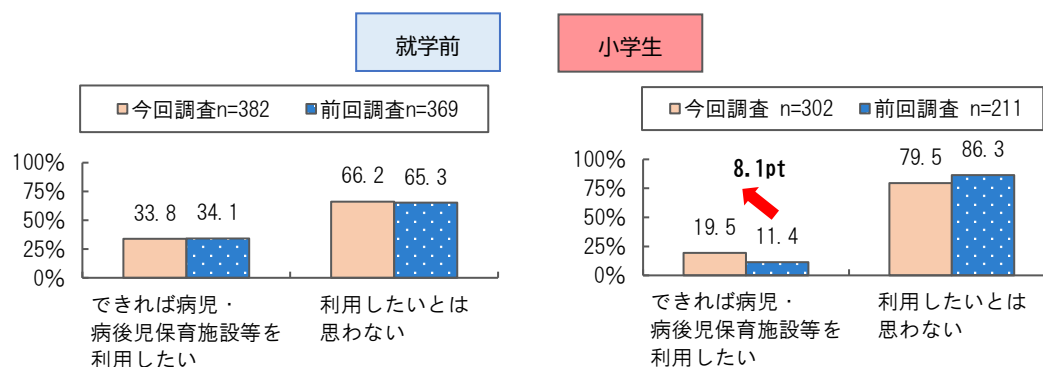
特に就学前では「父親が休んだ」が18.4ポイント高くなっています。一方、「病児・病後児の保育を利用した」は前回調査より減少しています。

病児・病後児保育の利用希望は、就学前では3割強、小学生では2割弱となり、小学生では、前回調査より8.1ポイント増加しています。

■教育・保育の事業が利用できなかった/学校を休んだ場合の対応状況



■病児・病後児保育施設等の利用意向



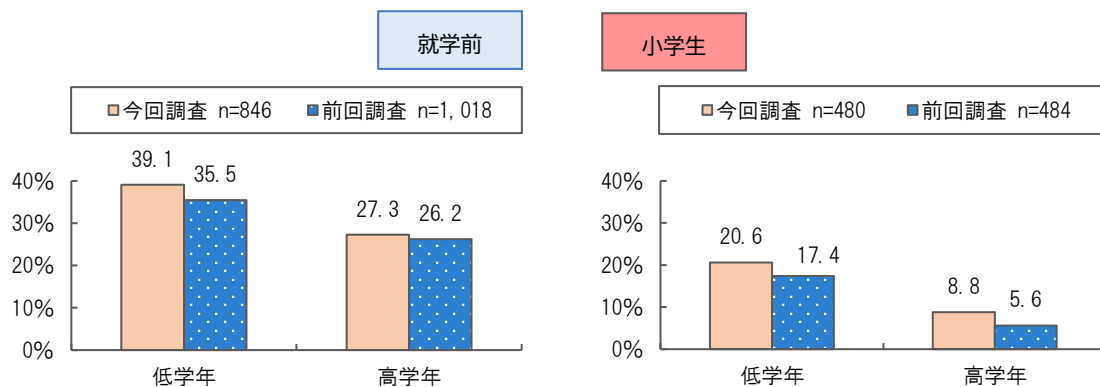
- ▶ 5年前より父親が休んで対応している割合は、就学前・小学生ともに増加しています。
- ▶ 病児・病後児保育の利用は1割未満ですが、利用の希望は就学前では3割強、小学生では2割弱となり、実利用とのかい離が大きくなっています。

⑤ 放課後の過ごし方について

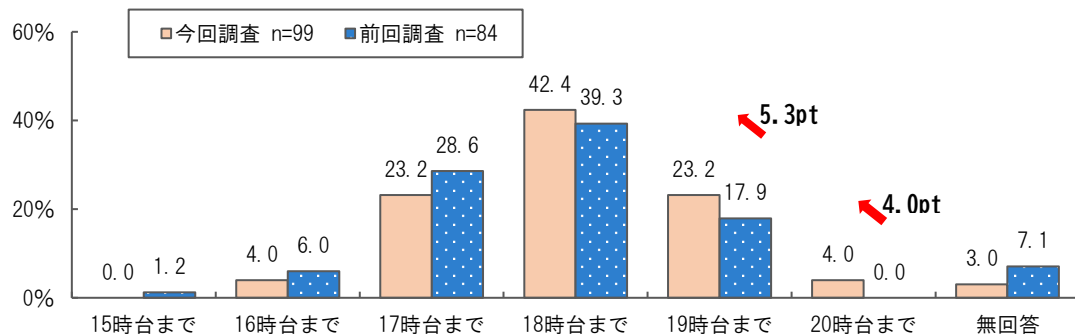
「放課後児童クラブ」の利用希望は、就学前では低学年時期 4 割弱、高学年時期 3 割弱、小学生では低学年時期 2 割、高学年時期 1 割未満となっており、いずれも前回調査より増加しています。

また、低学年時期の利用希望時間をみると、小学生では「18時台まで」が最も高いものの、「19時台まで」も 2 割以上が望んでいます。

■放課後児童クラブの利用希望



■小学生の放課後児童クラブ利用希望時間（低学年時期）



▶ 5年前より、放課後児童クラブの利用希望は高くなっており、長時間の利用希望も増加傾向にあります。



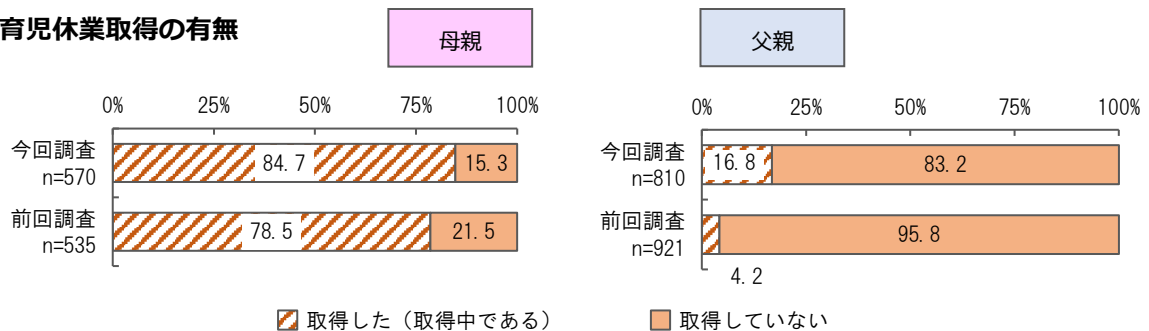
⑥ 育児休業について

働いている方の育児休業取得割合は、母親では8割強で、前回調査より6.2ポイント増加しており、父親では2割弱ですが、前回調査より12.6ポイント増加しています。

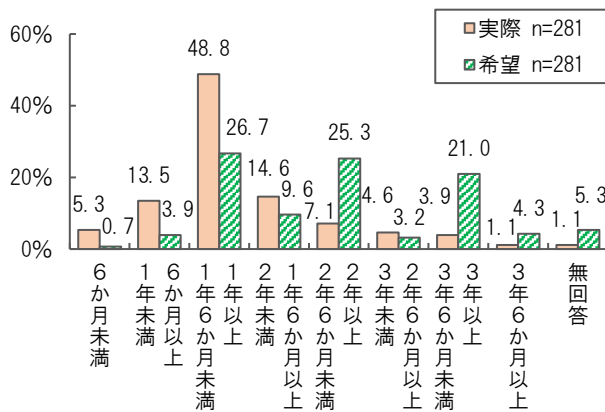
また、父親が育児休業を取得していない理由の第1位は「仕事が忙しかった」(47.5%)となっています。

母親の育児休業の取得期間は、実際・希望ともに「1年以上1年6か月未満」(48.8%・26.7%)が最も高くなっており、「2年以上2年6か月未満」と「3年以上3年6か月未満」では、取得希望が2割以上であるものの、実際の取得は1割未満となっています。

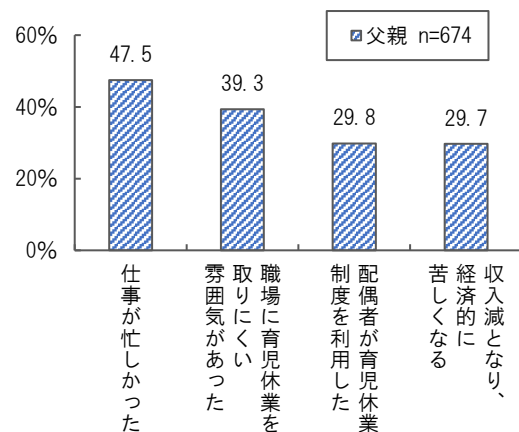
■ 育児休業取得の有無



■ 母親の育児休業の取得期間《実際と希望》



■ 育児休業を取得していない理由（父親）

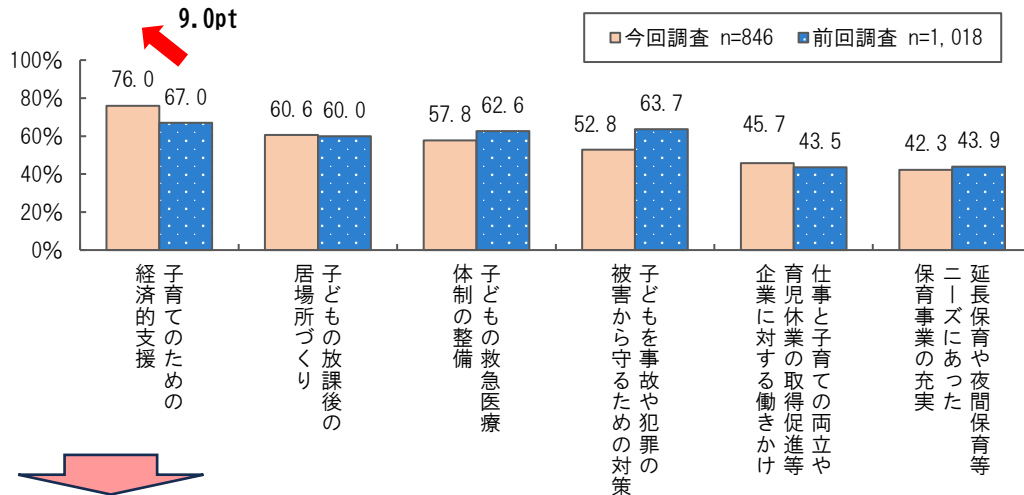


- ▶働いている母親の8割以上が育児休業を取得しており、父親の取得は2割弱ですが、5年前より大きく増加しています。
- ▶父親が育児休業を取得していない理由の第1位は「仕事が忙しかった」ですが、約4割は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、約3割は「収入減となり、経済的に苦しくなる」を理由としています。
- ▶2年以上もしくは3年以上、育児休業を取得したい母親は2割を超えていますが、実際の取得に至っていません。
- ▶育児休業の取得は推進がうかがえるものの、希望通りに取れていない現状も見られます。

⑦ 清須市に期待すること

安心して子どもを産み育てるために市に期待することは、「子育てのための経済的支援」が8割弱と最も高く、前回調査より9.0ポイント増加しています。

■市に期待すること

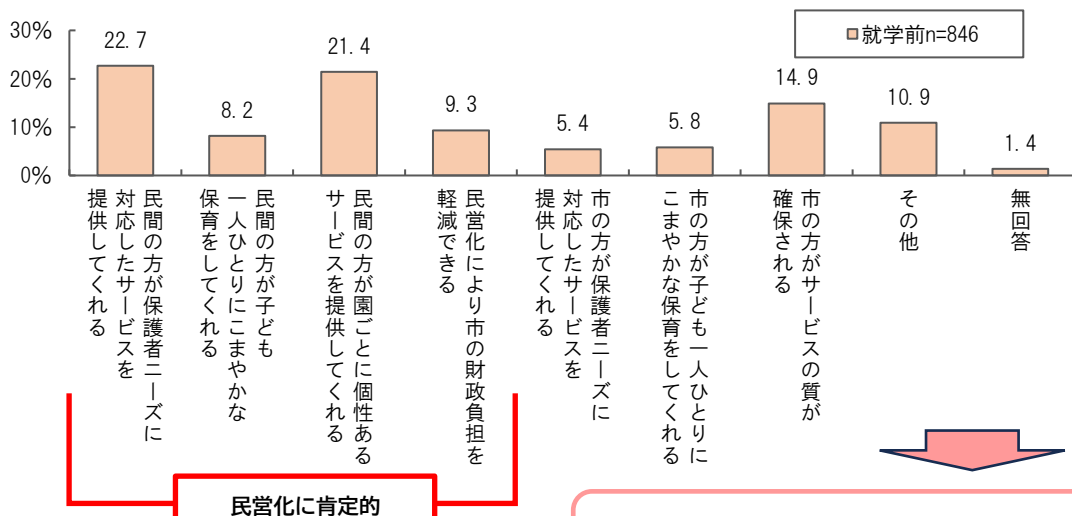


▶ 5年前より、子育てのための経済的支援を求める割合が増加しています。

⑧ 公立保育園の民営化について

公立保育園の民営化についての考えは、「民間の方が保護者ニーズに対応したサービスを提供してくれる」(2割強)が最も高く、次いで「民間の方が園ごとに個性あるサービスを提供してくれる」(2割強)となり、肯定的な意見の割合が高くなっています。

■公立保育園の民営化についての考え



民営化に肯定的

▶ 公立保育園の民営化に肯定的な意見は、半数を占めています。

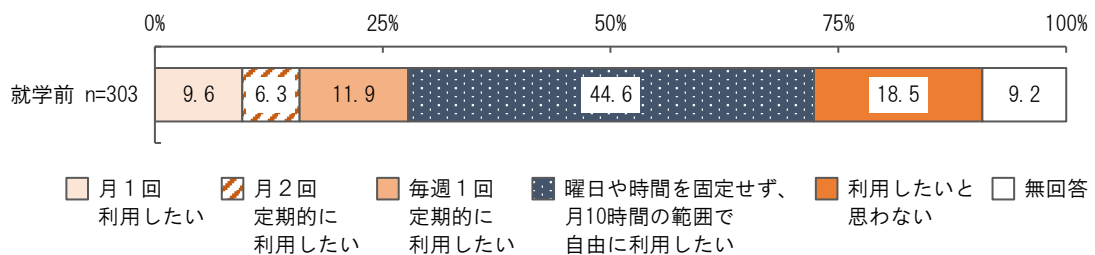


⑨ 「こども誰でも通園制度（仮称）」について

「こども誰でも通園制度（仮称）」の利用意向をみると、「曜日や時間を固定せず、月10時間の範囲で自由に利用したい」が4割強と最も高くなっています。一方、「利用したいと思わない」が2割弱となっています。

また、「月1回利用したい」、「月2回定期的に利用したい」、「毎週1回定期的に利用したい」を合わせた“定期的な利用希望者”は3割弱となっています。

■ 「こども誰でも通園制度（仮称）」の利用意向



▶ 「こども誰でも通園制度（仮称）」については、定期的に利用したいと回答した方は3割弱となっています。

3 放課後の過ごし方に関するアンケート結果の概要

小学校1～6年生の子どもを対象に、「放課後どのように過ごしているか」、「本当はどのように過ごしたいか」のアンケートを行い、子どもの居場所づくりに関する基礎資料としました。

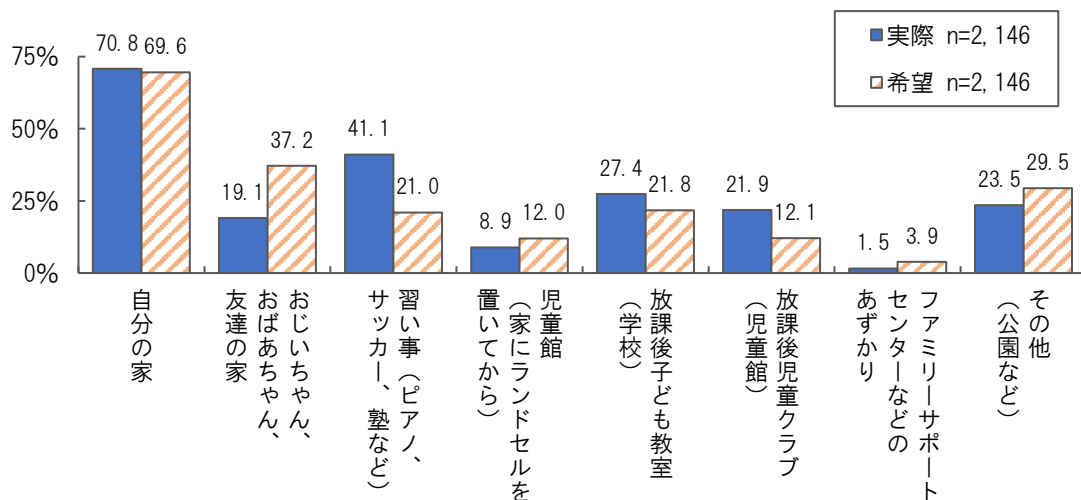
1～3年生の調査結果

小学校1～3年生の放課後の過ごし方をみると、実際の過ごし方は「自分の家」が70.8%と最も高く、希望でも「自分の家」が69.6%と最も高くなっています。

また、「おじいちゃん、おばあちゃん、友達の家」と「習い事（ピアノ、サッカー、塾など）」は、実際と希望の乖離が大きくなっています。

「放課後子ども教室（学校）」（27.4%）、「放課後児童クラブ（児童館）」（21.9%）は2・3割程度が利用していますが、両者ともに希望の割合が実際より低くなっています。

■小学校1～3年生放課後の過ごし方（実際と希望）





■小学校1～3年生放課後の過ごし方（実際と希望）回答者数：小学校別

単位：人

		自分の家	おじいちゃん、おばあちゃん、友達の家	習い事（ピアノ、サッカー、塾など）	児童館（家にランドセルを置いてから）	放課後子ども教室（学校）	放課後児童クラブ（児童館）	ファミリーサポートセンターなどのあずかり	その他（公園など）
西枇杷島小学校	実際	248	46	158	24	75	86	8	63
	希望	247	106	66	40	52	47	12	114
古城小学校	実際	159	44	88	19	56	50	3	45
	希望	155	90	44	37	46	33	13	65
清洲小学校	実際	409	121	252	44	141	107	5	171
	希望	416	223	141	42	128	42	19	184
清洲東小学校	実際	157	41	87	30	63	72	4	46
	希望	162	84	39	41	52	51	18	66
新川小学校	実際	146	41	85	16	64	57	3	46
	希望	146	93	45	26	42	25	8	63
星の宮小学校	実際	92	21	37	11	33	17	1	33
	希望	94	29	24	10	22	14	2	31
桃栄小学校	実際	74	19	43	22	26	26	2	27
	希望	67	50	16	15	18	10	0	31
春日小学校	実際	234	76	132	25	129	55	7	74
	希望	206	123	75	46	107	37	11	78

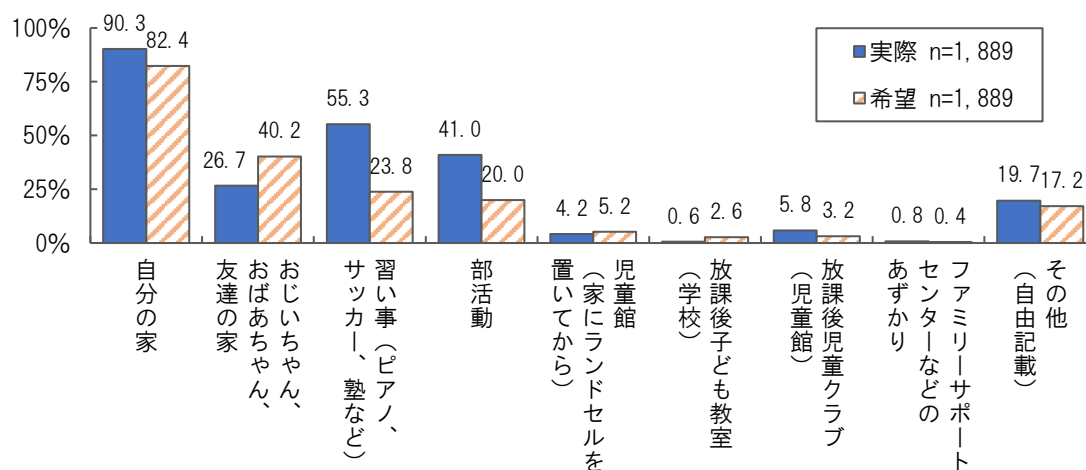
※太字は希望が実際に上回る項目

4～6年生の調査結果

小学校4～6年生の放課後の過ごし方をみると、実際の過ごし方は「自分の家」が90.3%と最も高く、希望でも「自分の家」が82.4%と最も高くなっています。

また、「おじいちゃん、おばあちゃん、友達の家」、「習い事（ピアノ、サッカー、塾など）」、「部活動」は、実際と希望の乖離が大きくなっています。

■小学校4～6年生放課後の過ごし方（実際と希望）



■小学校4～6年生放課後の過ごし方（実際と希望）回答者数：小学校別

単位：人

		自分の家	友達の家 おじいちゃん、 おばあちゃん、 （ピアノ、サッカ ー、塾など）	習い事 （ピアノ、サッカ ー、塾など）	部活動	児童館 （家にランドセル を置いてから）	放課後子ども教室 （学校）	放課後児童クラブ （児童館）	ファミリースポー トセンターなどの あずかり	その他（自由記載）
西枇杷島 小学校	実際	196	56	125	94	9	2	21	3	24
	希望	166	91	55	50	14	4	7	0	34
古城小学校	実際	208	72	143	93	30	2	16	6	81
	希望	191	95	67	62	30	7	10	3	61
清洲小学校	実際	435	107	272	196	5	2	11	0	102
	希望	403	187	121	95	10	11	13	0	83
清洲東小学校	実際	193	72	113	108	7	3	21	2	35
	希望	178	97	42	35	8	6	10	1	24
新川小学校	実際	201	66	117	78	12	0	11	2	38
	希望	185	93	52	49	18	6	9	2	33
星の宮小学校	実際	143	37	84	60	7	2	13	1	31
	希望	137	63	35	27	10	3	3	0	24
桃栄小学校	実際	269	76	164	140	6	2	17	1	68
	希望	243	125	58	50	7	5	10	0	50
春日小学校	実際	210	64	125	75	5	1	11	0	29
	希望	182	92	53	29	5	13	7	0	28

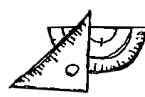
※太字は希望が実際に上回る項目

▶主な自由記載ワード（括弧内は該当数）

- ・公園（138）・遊び、遊ぶ等（75）・友達（68）・外（38）・ゲーム（7）
- ・買い物、ショッピング、店（8）・家族、父、母（3）・ない、なし（13）・どこでも（7）



- ▶1～3年生、4～6年生ともに、「おじいちゃん、おばあちゃん、友達の家」で過ごすことを希望している割合が高くなっています。
- ▶4～6年生のその他（自由記載）では「公園、遊び、友達、外」などの言葉が大半を占めています。





4 子育てワークショップの概要

“清須市の子育てを考える”を題材に、子育て当事者から本市で子育てをする上での課題等を聞き、その解決策と一緒に考えるワークショップを開催しました。

参加者	市内の子育て支援センターを利用している子の保護者 12人
日 時	2024（令和6）年8月23日（金）10：00～12：00
場 所	清須市総合福祉センター



意見の要約

① 清須市で子育てする中でのいいところ

▶同世代の子どもが多い	▶ランドセルがもらえる
▶公園がたくさんある	▶ママ同士の交流の場が確保されている
▶子育て支援センターや児童館・児童センターが多くある	

② 清須市で子育てする中での不安・課題

不安・課題	解決策等
保育園・一時保育 ▶希望の保育園に入れない ▶育休中に上の子（1歳児まで）が退園しなくてはいけない ▶一時保育が少ない、予約しづらい	○保育園の入園枠を増やす ○一時保育はネット予約を導入 ○共働きでなくても保育園を利用できるようにする
幼稚園・認定こども園 ▶幼稚園・認定こども園が少ない	○市内に施設を増やす
子育て支援センター ▶土曜日もやってほしい ▶開所時間を長くしてほしい	○施設の更なる充実（設備・仕組み） ○NPO等に業務を委託する
公園・公共施設等 ▶公園の遊具を充実してほしい ▶あしがるバスの利便性をよくしてほしい	○地域環境の充実
子育て情報 ▶子育てアプリが使いにくい ▶子どもが使える制度やサービスを知りたい	○他市のような子育てマップの作成 ○市公式LINEで情報発信 ○アプリのバージョンアップ
経済的支援 ▶上の子と年齢差があると2人目以降の保育料が半額にならない ▶おむつ、ミルク券がほしい	○助成の充実

5 子育てに関わる団体へのヒアリングの概要

本計画の策定にあたり、近年の子ども及び子育て家庭の変化や現状を把握することを目的に、日頃から子育て家庭に接し、子育てを支えている団体からヒアリングを行いました。

ヒアリング対象
○公立保育園・幼稚園の職員
○私立保育施設の園長（認定こども園・小規模保育施設）
○放課後児童クラブの職員
○母子保健推進員
○子ども食堂の運営者

ヒアリング内容の要約

ヒアリング項目	回答内容
○子どもに関して	▶保育士に甘える子どもが増えた →家族と過ごす時間が短いことが要因の一つかもしれない
	▶以前より集団での生活が難しいと感じる子どもが増えている
	▶病気になりやすい子どもが増えた →コロナの影響で外出が少なく、病気をひろいやすいのかも
	▶疲れている子どもが多い →長時間就労の保護者も多く、就寝時間が遅くならざるを得ない
	▶コロナ禍で人と何かをする経験が少なかったため、1人遊びが多い
○子育て家庭の変化	▶祖父母のサポートが得られない家庭が増えた
	▶父親の子育てへの参加は進んでいる（育児休業も増えている）
	▶共働き家庭が劇的に増えている
○課題等	▶業務が多く、新任職員の人材育成の時間がとれない →離職率の増加につながる懸念
	▶増加する利用者への対応が不安 →職員の確保も難しい
	▶赤ちゃん訪問は対象者に訪問アポをとることが難しい →コロナ禍で地域のつながりの希薄化が進んでいる →働いている母親が増えている
	▶支援を本当に届けたい所に届けられない →個人情報の保護もあり、支援を必要としている方がわからない
○市の支援に関する要望	▶救命救急等（AED・エピペン）の研修を実施してほしい
	▶人材確保・育成の充実
	▶活動の周知
	▶活動にかかる費用の助成の充実



6 清須市の課題

本市の子ども・子育て環境を取り巻く現状と子ども・子育て施策に対する市民からのアンケート等を踏まえ、次の内容を本市の課題と捉え、施策の展開を図っていきます。

■ 子育て環境について

- ✓ 就労する母親が増加傾向にあること、育児休業取得後も職場に復帰する母親も多いことから、子育てと仕事の両立を支援するため、保育サービスや放課後児童クラブの提供体制の確保に努める必要があります。
- ✓ フルタイムで働く母親が増加しており、0～2歳の低年齢での保育利用希望も増えています。多様化する保育ニーズに応えるため、保育施設の整備や充実、質の向上に向けた支援が必要です。
- ✓ 核家族化が進展していることにより、子育て中に孤独感を感じる世帯の増加が懸念されるため、伴走型の子育て支援や産後ケア事業の充実・拡充に努める必要があります。

■ 子どもの放課後の居場所づくりについて

- ✓ 放課後児童クラブの利用希望は、保護者調査では増加傾向にあり、就学前の保護者の約4割が低学年での利用を希望していますが、子ども調査では放課後児童クラブで放課後を過ごしたい低学年は1割強にとどまっています。放課後の子どもの居場所として大きな役割を持つ放課後児童クラブの充実等が求められます。

■ 情報発信について

- ✓ 本市の子育て支援について、様々な方法で情報発信しているものの、情報が十分に伝わっておらず、適切な利用につながっていない可能性があるため、効果的な情報発信方法を検討する必要があります。子育てアプリのリニューアル等が急がれます。

■ 子育て家庭への経済的な支援について

- ✓ 近年の社会情勢を反映して、子育てにかかる経済的支援を求める意見が多くあります。児童手当や子ども医療費助成が拡充されるなど、支援の充実は進められていますが、支援の対象者が限定され保育料の減免がされないなどの意見もあるため、支援が必要な子育て家庭へ支援が行き届く対策が必要です。

■ 配慮が必要な子どもや子育て家庭への支援体制について

- ✓ 障がい児の人数や発達に遅れがある子どもは増加傾向にあることから、乳幼児期から学童期にかけて一貫した相談・支援体制を充実させる必要があります。

第 3 章

計画の基本理念と基本目標





1 計画の基本理念

本市の児童人口（0～11歳）は、2020（令和2）年以降減少傾向にあります。こうした状況を踏まえ、本市では、人口減少に歯止めをかけ一層の発展を図るため、人口減少対策事業の一環として子どもや若者を地域全体ではぐくむまちづくりを推進する姿勢を示すこととし、2024（令和6）年4月に『清須市こども・はぐくみ宣言』を表明しました。

宣言では、「子育てを、チームで。」をキャッチコピーに、「清須市の宝物である子どもたちが、もっと光り輝けるよう、まちのみんなで守り、育てていく」ことを約束しました。

本計画においても宣言における約束を目指す姿とし、キャッチコピーである「**子育てを、チームで。**」を基本理念とします。

また、この基本理念を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、子育て支援施策を推進していきます。

— 基本理念 —

子育てを、 チームで。



2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 おやこの健康づくり

「子どもがほしい」という想いを応援することから清須市の子育て支援はスタートします。また、清須市で生まれ、このまちで育つ子どもが心身ともに健やかに成長できることは、まち全体の願いです。

そのため、妊娠前、妊娠期、産前・産後や、子どもの成長段階にあわせた保護者への支援、子どもの健やかな成長のための健康支援の充実を図り、おやこの健やかな成長を支援します。

基本目標2 子育て環境の充実

子育て世帯を取り巻く社会環境が変化し、教育・保育ニーズの多様化が進んでいます。

また、少子化対策の強化により、各種経済的支援の充実が図られ、子育てについての不安や悩みを身近に相談できる環境としての施設の整備・体制づくりも進んでいますが、子育て家庭の孤立化への対策は引き続き求められています。

そのため、多様化する教育・保育ニーズに対応し、安心して子育てができるための環境整備に努めるとともに、気軽に相談できる体制づくり、子育て家庭同士の交流の場や学びの場の提供、情報の分かりやすい発信など、利用者に寄り添った施策推進を図ります。

さらに、その子育て家庭を支える保育士等の環境改善や、地域の支援者に対する支援の充実を図り、地域全体で子育て家庭を支えられる環境を目指します。





基本目標3 子どもを大切にはぐくむ社会の実現

子どもの健やかな育ちを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来のまちの担い手を育成するという未来への投資であり、社会全体で取り組むべき課題の一つです。そのため、市全体で、様々な経験・体験ができる場・機会を提供し、豊かな心をはぐくむとともに、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。

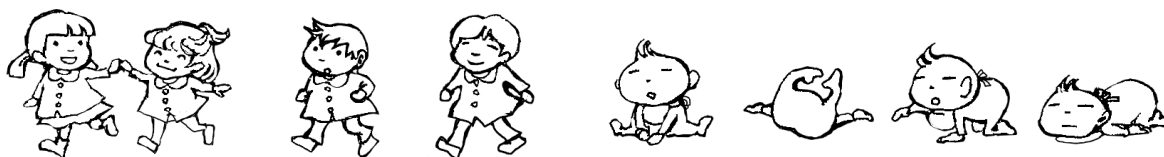
基本目標4 配慮を必要とする家庭への支援

配慮を要する子ども・子育て家庭が安定した生活を送るために、それぞれの状況や置かれている環境への深い理解と、きめ細かい支援が求められます。

そのため、障がい等への専門的支援が必要な子どもとその保護者が、地域で安心して生活できるよう、支援体制の充実を図ります。

また、子どもが虐待から守られ、安心して生活できるよう、家庭への支援や関係機関との連携により、児童虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に取り組みます。

ひとり親家庭や生活困窮世帯をはじめとする、支援が必要な家庭等に対して自立した生活が送れるよう支援を行い、すべての子どもが将来の夢や進学の希望が叶う社会の実現を目指します。



3 施策体系

— 基本理念 —

子育てを、
チームで。

基本目標 (主な対象)	主要施策
1 おやこの健康づくり (妊産婦・乳児)	(1) 安心して妊娠・出産ができるための支援
	(2) 乳幼児の健やかな成長支援
2 子育て環境の充実 (子育て家庭)	(1) 保育園・幼稚園の充実
	(2) 相談・交流・情報発信
	(3) 学びの場の提供
	(4) すべての子育て家庭への経済的支援の充実
	(5) 子育て支援者の充実・支援
3 子どもを大切にはぐくむ 社会の実現 (子ども本人)	(1) 居場所づくり
	(2) 豊かな心をはぐくむ環境・活動
	(3) 子どもを守り、寄り添うための支援
4 配慮を必要とする 家庭への支援 (配慮が必要な家庭)	(1) 障がい等のある子どもの育成環境の充実
	(2) 児童虐待への対応
	(3) ひとり親・生活困窮家庭への支援

第 4 章

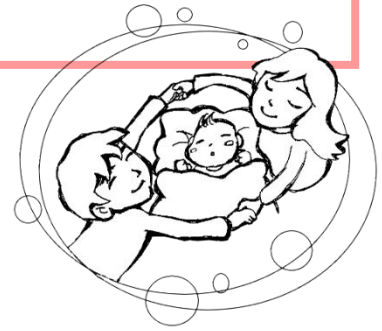
施策の展開





基本目標1 おやこの健康づくり

施策（1） 安心して妊娠・出産ができるための支援



現状と課題

- 近年出産年齢が高くなってきており、就労している妊婦も増えているため、妊娠期を安定して過ごすことができるよう支援の充実が必要です。
- 母子健康手帳交付時のアンケートや相談から、妊娠・出産に関わる費用や保育等についての相談が多くなっているため、関係機関のさらなる連携を強化し、妊娠期からの継続した育児支援が必要です。

施策の方向性

身体的・精神的・経済的に不安を感じやすい妊娠期から出産後の子育て時期に、不安をなくし、喜びの多い子育てができるよう、妊婦等包括相談支援事業を通して、母子保健や子育てに関する情報の提供をするなど、相談を実施していきます。また、出産・子育てに関する経済的な負担を軽減するために、妊婦のための支援給付を行うことにより、産後についても支援し、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

【主な取組】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	こども家庭センター（母子保健機能）による支援	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する切れ目のない支援を行うため、保健師、助産師による相談対応や必要に応じた関係機関との連携を行います。	こども家庭課
2	母子健康手帳交付時の相談支援	母親と子どもの健康を守るために、妊娠の届出をした方に母子健康手帳を交付します。交付時には、妊婦に子育てガイドを作成・配布し、妊娠期から保健師・助産師による個別相談を実施します。	こども家庭課
3	母子健康管理指導事項連絡カードの普及	働く妊産婦が健康診査を受診するために必要な時間の確保や就業作業の制限、通勤緩和など、母子健康管理の措置を受けるために必要な「連絡カード」を啓発し、働く妊産婦の健康支援を推進します。	こども家庭課

No.	事業名	事業内容	担当課
4	妊産婦相談	母子健康手帳の交付時、アンケートを実施し、妊娠初期の健康状態や生活状況などを把握するとともに、保健事業の紹介及び妊婦の心身の健康状態に応じた相談を行います。	こども家庭課
5	妊産婦健康診査	妊産婦健康診査を行い、異常の早期発見や妊婦、産婦と赤ちゃんの健康状態を定期的に確認し、妊娠期及び産じょく期を健康に過ごし、安心して子どもを産み育てられる支援を行います。愛知県以外で受診した場合に対しても、県内委託と同額を上限として、償還払いを行います。	こども家庭課
6	妊婦訪問	母子健康手帳交付時に面接を行えなかった妊婦や支援が必要な妊婦など必要に応じて訪問指導を行い、安全に妊娠期間を過ごせるよう支援をしています。また、予期せぬ妊娠などの場合、出産後の育児不安や虐待等につながる恐れもあるため、妊娠期からの支援を行います。	こども家庭課
7	妊産婦歯科健診	妊婦の口腔の健康状態が、生まれてくる子どもに影響することから、歯科健診及び歯科の保健指導を行い、妊娠中から子どもの乳幼児期への口腔衛生の知識を啓発します。	こども家庭課
8	産前・産後ヘルパー	妊産婦が出産前後に体調不良で家事や育児を行うことが難しく、また親族等から支援を受けることが困難な世帯に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、乳児の育児支援などを行います。	こども家庭課
9	不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦等を対象に不妊治療にかかる医療費の一部を助成します。	こども家庭課
10	妊婦のための支援給付	出産・子育てに関する経済的な負担を軽減するために、妊娠届出後及び出産後に給付金（各5万円）を支給します。	こども家庭課
11	妊婦等包括相談支援	妊婦等に対して面談などを行い、心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。	こども家庭課

◆◆◆ アンケート・ワークショップ等から ◆◆◆

- おむつやおしり拭き、粉ミルクや離乳食、ボディソープやボディローションなど必須消耗品を定期的に配給していただけるシステムがあったら喜ぶ家庭が増えそう。【アンケート】
- 産後の赤ちゃん訪問の際に来ていただいた方には授乳方法や小児科など相談させてもらって、丁寧に対応していただき安心できました。産後ケアの訪問や子どもを施設に預けるのは無料や補助があると使いたいと思います。【アンケート】
- 市内に赤ちゃんを産める大きな病院がない。【アンケート】





施策（２） 乳幼児の健やかな成長支援

現状と課題

- 子どもの身体の発育やことばや発達の遅れ、育児不安など様々な問題を抱える支援が必要な親子は増加傾向です。
- 健康診査は、病気の早期発見だけでなく、親への支援や児童虐待の予防・早期発見に資する事業としての更なる充実が求められています。
- 子育てに関わる団体へのヒアリングによると、母子保健推進員による赤ちゃん訪問において、電話にて対象者に訪問予約を取ることが難しくなっているため、SNSなど効率的に訪問予約がとれるシステムの構築が必要です。

施策の方向性

新生児・乳児などへの訪問や乳幼児健康診査は、子どもの健康状態や母親等の育児の悩みについて確認できる機会であることから、すべての子どもに確実に訪問を実施し、受診ができるよう努めます。

また、専門職のそれぞれの知識や技術を活用し、多面的な視点から子どもの健康管理の充実を図り、切れ目ない支援を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業内容	担当課
12	乳幼児訪問指導	市内の新生児や乳幼児などへの訪問を行い、各種相談、健康診査などの保健事業の紹介や母親の育児不安や悩みの軽減を図るとともに、虐待の予防に努めます。	こども家庭課
13	母乳・卒乳相談	母親が授乳に関して抱える問題を解決・軽減し、喜びと自信をもって育児ができるよう助産師による相談を行います。	こども家庭課
14	乳幼児健康相談	身体測定・発育発達の相談や育児のポイント・しつけなど育児全般に関する相談などを行い、育児不安の軽減を図り、子育てを支援します。健康管理のため、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。	こども家庭課
15	乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見・治療のために、乳児（1か月児、4か月児、10か月児）、幼児（1歳6か月児、3歳児）を対象に健康診査を行います。子どもの発育・発達の確認だけでなく、養育者や家庭環境に配慮した保健指導と育児環境の調整を行います。さらに、1歳6か月児と3歳児には、健康診査と同時にフッ化物塗布を行い、むし歯の予防を図ります。	こども家庭課

No.	事業名	事業内容	担当課
16	離乳食講習会	離乳期は栄養面ばかりではなく、いろいろな味を覚える時期であり、赤ちゃん自身の力で「噛む・飲み込む」など食べることを覚える大切な時期であることから、乳児をもつ保護者を対象に、食と子どもの健康の関連について学ぶ機会を提供します。	こども家庭課
17	歯科教室	むし歯の好発時期である2歳児と2歳6か月児を対象に歯科健康診査、歯みがき指導、フッ素塗布（2歳児のみ）、個別相談を実施し、むし歯についての正しい知識の普及と定期的な管理により虫歯ゼロ運動を推進します。また、保育園の訪問など保護者に対してのう蝕（うしよく）予防の啓発、フッ素塗布を行い、小学生や中学生及び保育士を対象に、歯科を中心とした知識の普及・啓発に取り組みます。	こども家庭課
18	幼児健診事後指導教室	幼児健康診査などで、ことばや発達の遅れ、育児に対する様々な不安をもつ親子に対し、集団遊びを通して保護者が子どもへの理解を深めるように、子どもとの関わりや遊び方を伝え、子どもの発達を促すための教室を行います。	こども家庭課
19	赤ちゃん訪問	生後6か月頃と10か月頃の合計2回、乳児がいる家庭へ母子保健推進員が全戸訪問を行います。孤立する保護者の減少、虐待などの早期発見・早期対応につなげ、安心して子育てができる支援を行います。	こども家庭課
20	母子保健推進員への支援	母子保健推進員を対象とした研修会の開催や情報交流の場の提供を行うことで資質向上につなげ、活動の支援を行います。また定期的に養成講座を開催し、人員の確保に努めます。	こども家庭課
21	予防接種	子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがあるため、予防接種による対策も大切です。保護者が予防接種について正しい知識を持ち、安全に接種を受けることができるよう、普及啓発と体制の確保を図ります。	健康推進課
22	未熟児養育医療の給付	指定医療機関での入院養育が必要な未熟児に対して、必要な医療の給付を行います。また、医療機関と早期に連携を図り、適切な育児支援を行い、保護者が地域で安心して養育できるように支援します。	こども家庭課
23	ふたごの会	多胎児を持つ母親を対象に交流会を開催し、多胎妊娠・出産・育児の不安を解消し、楽しく前向きな多胎児育児に取り組めるようにします。交流会は保健センターにて行われる乳幼児健康相談と同日開催し、隔月で、保健師、管理栄養士による専門的な相談を実施します。	こども家庭課

◆◆◆ アンケート・ワークショップ等から ◆◆◆

○身長・体重を測れる機会を増やしてほしい。【アンケート】

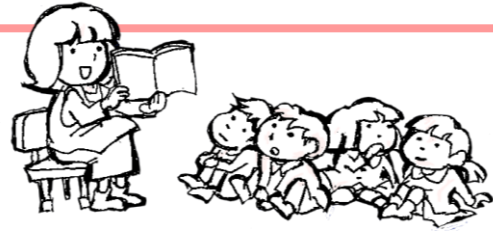
○母子保健推進員の活動の周知が図られるといい。【団体ヒアリング】





基本目標2 子育て環境の充実

施策（1） 保育園・幼稚園の充実



現状と課題

- 核家族化の進展、共働き家庭の増加により保育需要は年々高まっています。また、そのニーズは多様化していることから、限られた人材・財源による効果的な保育施設運営が求められています。
- 乳児の入所希望が増加傾向にあります。利用者の利便性向上のために、より身近な保育園等での受け入れが求められています。
- 子育てに関わる団体へのヒアリングによると、保護者の就労時間が長い家庭が増えており、長時間保育園等で過ごす子どもが多く、疲れている子どもの増加が懸念されます。
- 小学校へのステップ段階の大切さを考え、子どもの発達を連続して促していける環境づくりが必要です。

施策の方向性

保護者の就労形態は様々であり、保育ニーズも多様化しています。これまで、市では保育園等の整備や供給量の確保を進め、市内すべての保育園等で延長保育、乳児保育等も実施しています。

今後も増加が予想される教育・保育の多様なニーズに対応し、子どもが質の高い教育・保育を受けることができるよう環境整備を進めていきます。

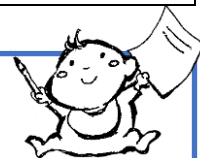
また、幼児教育から学校教育への円滑な移行のため、関係機関での連携を強化していきます。

【主な取組】

No.	事業名	事業内容	担当課
24	通常保育の充実	保護者の就労または疾病等により、保育が必要と認められる場合に、保護者に代わり保育園等で保育します。	児童保育課
25	保育園での一時預かり（一般型一時預かり）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行います。 現在の利用状況等を踏まえ、また、他園での通常の保育ニーズと供給量を考慮したうえで、実施している公立4保育園及び認定こども園2園以外の園においても一時預かり事業の実施を検討します。	児童保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
26	幼稚園での預かり保育 (幼稚園型一時預かり)	幼稚園において、教育時間終了後に保護者の希望に応じ、午後からの保育や夏休みなど長期休暇中の保育を実施します。	児童保育課
27	こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業)	就労などの保育の必要性を問わず、未就園の乳児が、家庭とは異なる経験や家庭以外の人と関わる機会を得られるよう、保育施設を利用できる体制を整備します。	児童保育課
28	病児保育 (病児対応型、病後児対応型)	保護者が就労しているなどの状況で、乳幼児等が病気または回復期の際に自宅での保育が困難な場合において、病院や保育園等で一時的に保育や緊急対応を行う、「病児対応型」、「病後児対応型」の病児保育を実施します。	児童保育課
29	病児保育 (体調不良児対応型)	保育中に体調不良となった児童を、看護師の配置や専用スペース等を設けることで引き続き保育する「体調不良児対応型」の病児保育を実施する市内の保育所等に対し補助金を交付します。	児童保育課
30	保育園・幼稚園の施設 整備と民間移行・認定 こども園化の検討	多様化する保育ニーズ、増加する保育需要、保育園・幼稚園の施設の老朽化に対応するため、限られた人材や財源のなか、より一層効果的な保育園等の運営が求められています。 老朽化が進む園については改修等を計画的に進めていくとともに、公立保育園等の民間移行・認定こども園化を検討し、人材・財源の有効活用、子育て支援等の充実、良質で持続的な保育サービスの提供に努めます。	児童保育課
31	保育園・幼稚園・認定 こども園と小学校及び 小学校と中学校の 間の連携	小学校生活や中学校生活へのスムーズな移行を図るための事業として、保育園・幼稚園の幼児には小学校への体験入学を実施し、小学生には中学校への入学説明会を実施します。	学校教育課 児童保育課
32	開かれた施設づくり	保育園・幼稚園からの園だより・クラスだより・連絡帳を通じ、保護者との連携を強化します。 また、子育て情報発信サイトをはじめ広報・市ホームページ・パンフレットなどによる施設の紹介や未就園保護者に対する施設見学など、それぞれの園の様子を広く市民に紹介します。	児童保育課

◆◆◆ アンケート・ワークショップ等から ◆◆◆



- 希望の保育園に入りにくい。【子育てワークショップ】
- 育休取得時に上の子どもが乳児（0～1歳）だと退園しなくてはならない。この制度について、早急に改善してもらいたい。【アンケート・子育てワークショップ】
- 市内に幼稚園が少ないと思います。【アンケート・子育てワークショップ】
- 病児保育が当日予約しかできないのが、ちょっと使いづらいなと思います。前日に予約できたら助かります。【アンケート】



施策（２） 相談・交流・情報発信

現状と課題

- 子育てコンシェルジュと関係機関が連携し、電話・対面など多様な形で子育て家庭の相談に対応しています。更なる利便性を図るとともに周知が必要です。
- 子育て支援センターは、子育て講座・相談会・交流会の開催、サークル活動の場の提供など、子育て世帯の支援の場になっています。
- 広報清須による子育てに関する情報発信、子育て応援ガイドの配布等を行っているものの、子育て支援の情報に関して「知らない」という声が多い一方で、「保活」をはじめとした制度や施設情報へのニーズの増加が見受けられることから、一層の積極的・効果的な周知が必要となります。
- 子育てアプリ「キヨスマ」は、運用開始から10年が経過し、スマートフォンの最新の仕様に対応できない部分が出てきているため、アプリの見直しが必要です。

施策の方向性

子育てコンシェルジュを中心に、関係機関と連携しながら、子育ての悩みを抱える方が身近に感じられる相談体制を推進します。

子育て支援センターでは魅力ある事業を展開し、安心して遊べる場の提供や地域での交流の場としての役割を充実させていきます。

また、保育園・幼稚園が子どもと保護者が訪れやすい場所となり、未就園児に親しんでいただけるよう、交流の場を提供します。

子育て情報の発信については、2025（令和7）年度に子育てアプリ「キヨスマ」をリニューアルし、すべての子育て世代へ市が行う支援策などをわかりやすく周知できるように積極的に発信していきます。

【主な取組】

No.	事業名	事業内容	担当課
33	子育てコンシェルジュによる支援	保育士資格を持つコンシェルジュが、電話や面接などで、子育てに関する悩みや相談を聴き、家庭で楽しく安心して子育てができるよう支援をします。また、必要に応じてこども家庭センターと連携するとともに、様々な子育て支援に関する施設やサービスを紹介します。	こども家庭課
34	子育て支援センター・児童館での支援	子育てについての相談や運動、ものづくりなど遊びを通じた親子の交流の場の提供等を行います。子育て家庭が気軽に利用できるようなイベントの企画や環境づくりに努めます。	児童保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
35	保育園・幼稚園での未就園児・保護者交流	保育園や幼稚園での生活に備えるため、入園前の児童とその保護者を対象に保育園では「園庭開放」・「きらきらひろば」、幼稚園では「きりんサークル」を実施します。	児童保育課
36	子育て情報の発信	運用開始から10年が経過する子育てアプリ「キヨスマ」をリニューアルするほか、子育て応援ポータルサイトを新設し、よりわかりやすい情報発信に努めます。 また、毎年、市内の子育て情報をまとめた「子育て応援ガイド」を作成し、窓口で配布します。	児童保育課 こども家庭課

◆◆◆ アンケート・ワークショップ等から ◆◆◆

- 土日にも子育てについての相談ができる場や電話窓口があると嬉しいと思います。平日は、日中子どもの世話がありなかなか相談したくてもできなかったので、家族に子どもを見てもらえる週末に相談できると、利用しやすいと思います。【アンケート】
- SNSの発信を強化した方がいいと思います。SNSは運営していると思いますが、SNSを運営している宣伝がない。【アンケート】
- 小学生、高学年になると情報が少なく感じるので、身近で遊べる場所や勉強方法など情報がほしい。【アンケート】
- 市の子育てアプリがあるのを知らなかった。【子育てワークショップ】



施策（３） 学びの場の提供

現状と課題

- 父親の育児参加意識の高まりで、パパママ教室への父親の参加が土曜日以外でも増加傾向にあります。
- 子育てに関わる団体へのヒアリングによると、父親の子育てへの参加が進んでおり、子育てに関するアドバイスに熱心に耳を傾ける父親が増えています。
- 子育てをしている親を対象とする講座や交流の場は、類似のものがあるため、事業の内容・周知方法について検討が必要です。



施策の方向性

子どもが健やかに成長するとともに、保護者が子育ての楽しさや安心感を実感できるようにするため、子育て世代を対象とした講座等の充実を図り、保護者の子育てを通じた親としての成長を支援していきます。

【主な取組】

No.	事業名	事業内容	担当課
37	パパママ教室	妊婦とその夫を対象に、安心してマタニティライフを過ごし、元気な赤ちゃんを産み育てることを支援する教室を実施します。父親の参加を促進するため、体験型の教室を実施します。	こども家庭課
38	子育て講座	児童館・子育て支援センターにおいて、主に0～2歳児とその親に対し、子育ての勉強や親子で楽しめる遊び、リフレッシュ等を目的とした講座を実施します。	児童保育課
39	親子ふれあい広場	親子のふれあいや遊びを通して、子育てに関する知識を学びます。また、親同士の交流ができるような場を提供します。	生涯学習課
40	父親の育児参加の促進	育児体験等の個別指導の実施や、子育て支援センターなどによる父親が参加しやすい行事の開催など、父親の育児参加を支援します。	こども家庭課 児童保育課
41	子育て世代を対象とした生涯学習講座	子育て世代を対象とした育児、教養、料理、音楽、IT、健康などの講座を開催し、市民が気軽に学習に取り組めるよう支援します。	生涯学習課
42	ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画講演会等の啓発事業や事業者への働きかけを行い、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、無理なく仕事と子育てが両立できる社会の実現に寄与します。	生涯学習課 産業課

◆◆◆ アンケート・ワークショップ等から ◆◆◆

○子育て支援センターでやっている親子ヨガに行きたかったのですが、満員で行けませんでした。人気の講座は増やしてほしいなと当時思いました。【アンケート】

○自分が仕事の時、父親が全く子どもの面倒を見ず、食事もさせず、自分のことだけをしたいがために子どもを置いて出かける、放置してずっと寝ているなどするため、小中学生の姉妹が友達と遊ばず保育園児の面倒を見ることが多々ある。【アンケート】



施策（４） すべての子育て家庭への経済的支援の充実

現状と課題

- 物価高騰などの影響により子育て世代の負担が一層増加していることから、市に求める子育て支援策として経済的支援のニーズが高まっています。
- 子どもを産むことや育てることについて経済的な不安があるという意見が増加しています。すべての家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、経済的支援の充実が求められています。

施策の方向性

子育て当事者が経済的な不安を抱くことなく、ゆとりを持って子どもに向き合えるような環境を整備することは、すべての子ども施策の基盤となるものです。

そのため、今後も引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、ニーズの把握に努め、新しい支援の充実も図っていきます。

【主な取組】

No.	事業名	事業内容	担当課
43	子育てに対する経済的な支援	子育てにおいては、経済的な負担が大きいことから、国の制度に基づく各種手当の他、幼児教育・保育の無償化及び3歳未満児の低所得者に配慮した保育料の設定、就学援助、私立高等学校授業料等補助金などによる経済的な支援を継続します。また、生活保護世帯、生活困窮世帯の子どもへの学習支援、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援を実施します。	こども家庭課 児童保育課 学校教育課 社会福祉課
44	児童手当の拡充	2024（令和6）年10月から対象が拡充され、高校生世代までの児童を養育している保護者を対象に支給します。	こども家庭課
45	子ども医療費助成の拡充	高校生等（18歳に達する日の年度末）までの児童を対象に、医療機関等を受診された際の保険診療における自己負担額を助成します。	保険年金課
46	こどもおむつ券の配付	2024（令和6）年4月以降の出生児を対象に、生後6か月頃と10か月頃に市内契約店舗で利用できるおむつ券を5,000円ずつ配付します。	こども家庭課



◆◆◆ アンケート・ワークショップ等から ◆◆◆

- 7月に高校生の医療費の無償化もあり助かっていますが、小さい子どもだけでなく、大きくなってからの支援も充実していくととても助かります。【アンケート】
- 2人目は保育料無料など経済的支援があると嬉しい。【アンケート】
- 延長保育料金が高すぎる。【アンケート】
- 他の市で、おむつ券が貰える所があって羨ましいなと思いました。清須市もやってほしいです。【アンケート・子育てワークショップ】
- 子育て支援については、家庭の収入やひとり親世帯等関係なく、すべての家庭に公平に行っていただきたいです。【アンケート】



施策（5） 子育て支援者の充実・支援

現状と課題

- ファミリー・サポート・センターは、ほとんどの依頼に対して援助活動を行うことができますが、提供会員の慢性的な不足が課題となっています。
- 子育て支援団体の活動等の情報発信については、団体ごとに行われており検索しにくい状況となっているため、様々な情報を一元化し、情報発信、活動状況等の把握を容易にできる仕組みづくりが必要です。
- 保育士不足が深刻化しており、現場の環境改善や保育士の負担軽減といった対策が急務となっています。
- 専門的支援が必要な子の教育・保育ニーズが増加傾向にあるため、専門的な知識習得の機会が必要です。

施策の方向性

ファミリー・サポート・センターの提供会員は慢性的に不足しているため、提供会員拡充のための施策を検討していきます。

地域情報共有プラットフォーム「タッチポイントきよす」を中心に情報の一元化を図り、子育て支援団体の活動状況等を把握しやすい環境づくりを推進します。

また、多様化する保育ニーズ、増加する保育需要に対応するために、職員一人ひとりの特性等を把握し、研修計画の作成・推進を進め、保育士の質の向上に努めていきます。また、研修内容等については、職員全員で共有できるような仕組みを構築していきます。

【主な取組】

No.	事業名	事業内容	担当課
47	ファミリー・サポート・センター	保育園などへの送迎や一時的な預かりなど、育児の援助を受けたい「依頼会員」に対し、地域で育児の援助を行いたい「提供会員」を紹介し、相互援助で子育てを支援します。また、地域の支援者の協力も得ながら、連携し地域ぐるみで子育てを推進します。	児童保育課
48	地域の子育て支援活動の支援	子育てネットワーカーをはじめとした子育て支援団体や地域、企業等と協力・連携して、子育て世代を中心に様々な世代の方が集まり、支え合える体制づくりを推進します。 また、活動を多くの方に知っていただくために、地域情報共有プラットフォーム「タッチポイントきよす」を活用します。	生涯学習課 企画政策課
49	地域学校協働本部事業の推進	各小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域全体で子どもの学びや成長を支えていく取組ができるよう調整を図り、地域と学校が連携・協働し社会総掛かりで教育現場をサポートする体制づくりを推進します。	生涯学習課
50	保育現場の環境改善	公立保育園の保育士等へのアンケート実施や必要時に相談に応じるなど、心のケアを行うとともに、保育園、幼稚園、放課後児童クラブ等の業務について、ICTを活用した効率化等により職員の事務負担を軽減し離職防止を図ります。 また、民間の保育所等に対して、保育環境改善等を目的とした補助金を交付します。	人事秘書課 児童保育課
51	保育士等の研修	多様化する保育ニーズ、増加する保育需要に対応するとともに、保育等の質の向上のために保育園、幼稚園、放課後児童クラブ等職員の研修や研究の充実を図ります。 また、公立保育園主催の研修に民間保育所等も参加することにより、市内全体の質の向上を図ります。	児童保育課
52	子育て短期支援事業	保護者の疾病などにより、家庭で子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する事業を実施し、保護者の負担の軽減を図ります。	こども家庭課

◆◆◆ アンケート・ワークショップ等から ◆◆◆

- 保育環境の充実を望む親の気持ちもわかるが、自身が保育士ということもあり、現場の改善をしてから拡大していったほしいと強く思う。理想ばかりを求めて新しいことを取り入れても、現場は追いついていない現実が多い（特に保育現場、誰でも通園にとっても不安がある）。預けられる環境があると必要のない人まで預けることもあるので、やるなら預けられない人、条件もきちんと発信してほしい。【アンケート】
- ファミリーサポートセンターの提供会員が少なすぎて頼めないのが、研修の機会を増やしたり場所の提供をしたりなどして、提供会員を増やす機会を沢山作ってほしいです。【アンケート】
- 小中学校の教員の方の負担を減らすことが、子どもの教育の質や、安全につながると思う。先生の給料を上げることと、残業を減らしてほしい。【アンケート】





基本目標3 子どもを大切にはぐくむ社会の実現

施策（1） 居場所づくり



現状と課題

- 子どもの居場所となる児童館・公園等は、一部老朽化が進んでおり、計画的な整備の検討が必要です。
- 共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化などにより放課後児童クラブの利用ニーズは増加しています。増加する利用児童への対応が懸念され、特に夏休み等の長期休暇期間の受入れ体制の拡充と環境の整備が求められています。
- 子どもを対象とした各種体験教室について、指導者の高齢化が進んでいるため、新たな指導者の開拓とともに、新しい取組の検討が必要です。
- 子育てに関わる団体へのヒアリングによると、市内4か所の子ども食堂は子どもの居場所としての活動をしているますが、市民の知る機会が少ない状況です。

施策の方向性

児童館・公園等の充実及び計画的な整備を行うとともに、放課後児童クラブや放課後子ども教室の体制整備を行うことにより、子どもの居場所となる環境整備を推進します。

子ども食堂は地域において、子どもの孤立を防ぎ、子どもの居場所づくりとして期待されるため、実施している団体の活動の積極的な周知や支援を行います。

誰もが安全に安心して過ごせる様々な「子どもの居場所」や、様々な体験や交流ができる場の提供に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業内容	担当課
53	児童館・児童センター活動の充実	普段の遊びや子どもクラブ（将棋、ハンドベルなど）等の活動を充実させ、子どもの健やかな成長と発達を促進するとともに、子どもがいつでも遊びに来られる環境をつくります。 また、季節のイベントや人形劇などを通じて創造性を育みます。	児童保育課
54	児童館・児童センターの計画的整備	子どもの活動拠点である児童館の環境整備を図ります。今後、老朽化が進む児童館等については、順次、改修または建て替え等を計画的に進めていきます。	児童保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
55	放課後児童クラブ	児童館を主な実施場所とし、家庭において保護者の仕事等で昼間留守になる小学生を対象に、放課後や夏休み期間などに、家庭に代わる生活の場を提供します。 また、利用児童の増加に対応するため「放課後子ども教室」との連携や研修等による放課後児童支援員の質の向上に努めます。	児童保育課
56	放課後子ども教室	小学1～3年生を対象に、放課後の子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）や地域の人たちの参画による放課後の子どもの居場所を提供します。 学習支援、多様な体験プログラム及びスポーツ活動など、内容の充実を図ります。	学校教育課
57	土曜日を活用した体験教室	子どもが有意義な休日を過ごせるよう、行政、学校、地域が連携し、小学生を対象とした「エンジョイスイミング」、「ミニサッカー」などの教室を実施します。また、自主性や創造性、社会性を身につけられる体験の場を提供します。	生涯学習課 スポーツ課
58	公園・児童遊園等の整備・充実	子どもが公園、児童遊園等を安心・安全に利用できるよう、施設の点検、整備を行います。	都市計画課
59	地域における子どもの居場所づくり活動への支援	子どもの視点に立った多様な居場所づくりを推進するため、子ども食堂や学習支援など、地域における子どもの居場所を提供する活動に対して支援を行います。	こども家庭課

◆◆◆ アンケート・ワークショップ等から ◆◆◆

- 児童館や支援センター以外の室内遊び場を作ってほしい。有料でも可なのでお願いします。【アンケート】
- 小学校入学後についてですが、希望するすべての共働き家庭が、安心して放課後に子どもを預けられる環境を確実に整えていただきたいです。【アンケート】
- 夏休み冬休みの児童館利用の際、昼食を持参するのが負担です。また、冷蔵庫も使えず食中毒が心配です。【アンケート】
- 長期休みの放課後児童クラブの利用料を日割りにしてほしい。【アンケート】
- 小学校高学年も低学年と同様に、放課後子ども教室を利用できるようにしてください。【アンケート】
- スポーツができる大きな公園がほしい。【子育てワークショップ】
- 今の子どもは忙しい。子どものために、家で親子の関わりの時間が増えて欲しいと思う。【団体ヒアリング】





施策（２） 豊かな心をはぐくむ環境・活動

現状と課題

- 地域における交流イベントは、運営側の高齢化に伴って、イベントの継続が厳しくなっています。また、新規転入者などは地域に馴染みが薄く参加のハードルが高いため、誰でも参加しやすく、異世代と交流できる環境づくりが必要です。
- 子どもを取り巻く環境はますます複雑化、多様化しており、地域との関わりの希薄化も進行しています。様々な体験が、その後の人格形成にとって重要なことから、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、地域を含む関係機関が連携して支援をする必要があります。

施策の方向性

多くの異年齢が交流でき、地域の絆を深めることができるイベントや生涯学習講座を積極的に実施していきます。

子どもの健全育成に向け、学校と連携し、食育の推進や心身の健康に関する教室の充実を図るとともに、相談を希望する児童・生徒のニーズに合わせ、相談の時間や場所の確保、相談体制の一層の整備を図ります。

【主な取組】

No.	事業名	事業内容	担当課
60	図書環境及び美術環境	児童図書をより一層充実させるとともに、美術・芸術に身近に触れることにより、子どもの知的好奇心が刺激される環境づくりを推進します。	生涯学習課
61	地域における異年齢間、世代間交流	地域の人々と暮らしの中で交流を図り清須のまちを知るため、「地区体育祭」、「清須ウォーク」、「納涼盆踊り」などのイベント、祭りなどへの子どもの参加を推進しています。また、幼児や中高生などの子ども会活動への参加に取り組む地区に対しても支援を行います。	産業課 生涯学習課 スポーツ課
62	保育園・幼稚園における体験活動	園児の創造性を育み、地域の仲間との交流を促進するため、幼稚園の外に出て様々な体験活動を実施します。	児童保育課
63	食育の推進	日頃の給食や「親子の食育教室」、「農業体験塾」、「ふれあい給食」などのイベントを通じ、食に関心を持ち、食の大切さを学び、食文化の理解を深め、自然の恵みへの感謝の心を育みます。	産業課 健康推進課 学校教育課 児童保育課
64	健康教育	保護者が安心して出産・育児ができるように、乳幼児健診等で年齢に応じた集団健康教育を行います。学校においては、がん予防、禁煙や飲酒、自殺予防としてのSOSの出し方、心の健康、性教育など、学校保健や保健所等との連携により、健康教育を充実させていきます。	こども家庭課 健康推進課

No.	事業名	事業内容	担当課
65	思春期保健の啓発	思春期の心身の健康を図り、命の大切さを知ってもらうよう、思春期に関する相談窓口を啓発します。また、市内小中学校での教室を開催し、命の大切さの学習をします。	学校教育課 こども家庭課

◆◆◆ アンケート・ワークショップ等から ◆◆◆

- 市の協力のもと、子ども達に昔の伝統遊び（こまや凧揚げ）や、走り方教室、食育、畑での野菜作りなど、生きる力になるようなイベントをやってほしいです。【アンケート】
- 子どもが「それやってみたい」ということを尊重し、子どもの主体性を大切に、保育をしています。【団体ヒアリング】
- コロナ禍で人との接触が避けられた状態の幼児期を過ごさなくてはいけなかった子どもたちは、人との関わり方がわからなかったり、一人遊びが多い傾向がある。【団体ヒアリング】



施策（３） 子どもを守り、寄り添うための支援

現状と課題

- 市内に住む子どもが健やかに成長できるよう、子どもの人権を尊重したまちを目指し、人権擁護委員による保育園・幼稚園や小中学校での人権教室、イベント等の場を活用した人権啓発を実施しています。
- 本市の長期欠席の児童・生徒数は年々増加傾向にあり、心理的な理由等で登校できない児童・生徒・保護者に対して、適正な相談及び支援を行う「教育支援（ふれあい）教室」の拡充が求められています。

施策の方向性

次代を担う子どもが自らの命の大切さや尊さに気づき、他人への思いやりの心がはぐくまれるように、人権擁護委員による保育園・幼稚園や小中学校等での人権啓発に努めます。

また、いじめや不登校などの課題の早期解消に向けて、相談員が学校との連携を図り、児童・生徒・保護者個々に対して電話・面談等を行い、不安の軽減に努めます。学校においてはスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者に対する周知に努め、相談しやすい体制作りを行います。

子どもの安全な地域生活のため、防災、防犯、交通安全対策については、関係機関との連携のもと、様々な機会を捉えて啓発等を行います。



【主な取組】

No.	事業名	事業内容	担当課
66	子どもの人権の尊重	市内に住む子どもが健やかに成長できるよう、子どもの人権を尊重したまちづくりを目指します。また、市内小中学校において道徳や公民の授業等で人権に関する学習を行います。	こども家庭課 社会福祉課 学校教育課
67	教育支援教室	心理的な理由等で登校できない児童・生徒・保護者を対象として、学校教育との有機的連携の下に適正な相談及び支援を行い、児童・生徒の学びの支援・学びの保障へつなげます。	学校教育課
68	青少年家庭教育相談	いじめや不登校、虐待などを含め、様々な悩みを抱える児童・生徒・保護者の相談を行います。	学校教育課
69	防災対策	保育園・幼稚園や学校などにおいて、子どもを災害から守るため、防災に対する訓練や対策に取り組めます。また、市民の防災意識の向上及び各防災機関の横断的な対応を強化し、災害時の被害拡大を防止します。災害発生時、子どもの命を守るため、実効性の高い避難確保計画を作成し、定期的に訓練を実施するとともに防災備品を整備します。	危機管理課 児童保育課 学校教育課
70	防犯対策	保育園・幼稚園や学校などにおいて、子どもを犯罪などから守るため、不審者情報一斉メールサービスの普及や校門等の閉鎖、防犯ブザーの携帯など安全対策に取り組めます。また、地域での防犯カメラの設置、啓発活動による市民の防犯意識の高揚を図るとともに、安全に安心して暮らすことができるよう総合的な防犯対策を行います。	総務課 児童保育課 学校教育課
71	交通安全対策	交通ルールの遵守や交通マナーなどの交通安全意識の高揚を図るとともに、児童・生徒が交通事故に遭わないよう総合的な交通安全対策を行います。また、児童・生徒が安心して道路を通行できるよう、新たな整備と適正な維持管理を行います。	総務課 土木課 学校教育課

◆◆◆ アンケート・ワークショップ等から ◆◆◆

○道路（歩道）を整備してほしい。細い道、ガタガタな道が多く、子どもが自転車で走るのが怖い。

【アンケート】

○通学・下校時の見守り（特に低学年の下校時）を、全地区で充実させてほしいです。車通りが多かったり線路があったりして、子どもだけでは危ない所があると思います。【アンケート】

○小学6年だが、ほぼ1年間不登校で学校に行けていない。小学校、中学校共に不登校でも、オンライン授業など離れた場所にいながらでも学習できたり、出席扱いや通知表に反映するなど、ICT学習をより進めてほしい。全国的にも不登校の生徒が増えている。不登校の子に対しての支援をお願いしたい。【アンケート】



基本目標 4 配慮を必要とする家庭への支援



施策（１） 障がい等のある子どもの育成環境の充実

現状と課題

- 発達障害などが広く認知され、子どもの成長や発達に不安や悩みをもつ保護者が増え、療育施設の需要が増加しています。
- 保護者の就労希望の増加や就労形態の多様化等により、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもの入園希望等は増加傾向であるため、各保育施設において受入れ体制を整備する必要があります。
- 障がいのある子どもに対する福祉サービスの利用ニーズの増大に伴い、サービス提供事業所も増加しています。今後は、サービスの提供量だけでなく、質が確保されるよう努める必要があります。

施策の方向性

各関係課や医療機関、療育機関が連携し、一人ひとりの障がい特性等に応じた支援、地域社会への参加促進、家族に対する支援を行います。

障害福祉サービス・障害児通所支援利用ニーズの多様化・複雑化に対応するため、相談支援員等のスキルアップに努めます。また、親子で療育が受けられる施設での療育機能の充実を図るとともに、より専門性の高い療育訓練・相談・支援体制の構築を目指し、療育指導員の質の向上にも努めます。

保育施設においては、加配保育士の配置など、障がい等のある子どもに対する保育の充実を図ります。

特別支援教育に関わる教職員の資質・能力の向上を図り、児童・生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な支援の充実を図ります。

加えて、障がいのある子どもに対する福祉サービスの利用ニーズの増大に対応できるようサービス提供体制の確保に努めます。



【主な取組】

No.	事業名	事業内容	担当課
72	障害福祉計画・障害児福祉計画の推進	児童福祉法、障害者総合支援法に基づき、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援など関係機関が連携を図り、支援を提供する体制の構築を図ります。	社会福祉課
73	障がいのある子どもと保護者に対する各種相談・支援	乳幼児期の疾病や異常を早期発見するため、発達に関する相談や、言葉の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する各種の相談及び支援を行います。また、児童発達支援センターにおいて、母子保健分野等との連携による「気づき」の段階から早期に発達支援の推進を行います。	こども家庭課 社会福祉課
74	親子通園施設たんぽぽ園	親子通園施設たんぽぽ園では、就学前の発達や発育に不安や心配のある子どもと保護者を対象に、親子で楽しく遊びながら言葉や身体の成長ができるように療育が受けられる施設です。施設では、療育指導員（保育士）による支援を行うとともに、臨床心理士を配置するなど相談・支援を行います。	児童保育課
75	保育園、幼稚園における専門的支援が必要な子どもの受入れ体制	発達や発育に不安や心配がある子どもや医療的ケアが必要な子どもを受け入れられるように、保育士の必要な知識習得のための研修受講や、看護師などの必要な人材の配置など、安心して保育できる体制整備に努めます。また、民間の保育所等に対して、障がいのある子どもの受入れに対する補助金を交付します。	児童保育課
76	特別支援児への教育活動	特別な支援を必要とする小学校・中学校の児童及び生徒の適切な教育支援を行います。	学校教育課
77	特別児童扶養手当・障害者手当による経済的な支援	身体または精神に障がいのある子どもを養育している方に対して「特別児童扶養手当」を支給します。また、障がいのある子どもに対して「障害者手当」を支給します。	こども家庭課 社会福祉課
78	障害者（児）タクシー利用料等補助事業	電車・バスなどの公共交通機関を利用することが困難な重度の障がい者（児）が、通院・通学のため、タクシーまたは自家用自動車を利用する場合の費用の一部を助成します。（タクシー料金またはガソリン購入費の選択制）	社会福祉課
79	療育サポート会議	障がいのある子どもに対する療育支援を行うため、庁内だけでなく民間事業所など関係機関と情報交換や事例検討を通して連携を図り、教育・保育現場との橋渡し役となるように連携強化を図ります。	児童保育課
80	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）・児童福祉法による福祉サービス	支給決定を受けた障がいのある子どもが、ホームヘルプサービス、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所などの福祉サービスを利用できます。（自己負担があります。）	社会福祉課

◆◆◆ アンケート・ワークショップ等から ◆◆◆

- 発達障害の子が安心して生活できる社会であってほしい。【アンケート】
- 障がいがある子がいるので、支援について積極的に発信してもらえると助かります。【アンケート】
- ぜひ清須市内で、未就園児から就学児、また高校生、そして成人後まで、発達障害や不登校、ひきこもりに対応できる包括的な支援センターを作っていただきたいと思っています。【アンケート】
- 保育現場では、みんな同じじゃなくて「この子はできる、この子はできない、でもそれでいいよ」っていう。作った物、作品、発想も、みんな同じじゃないから一人ひとりの良い所、一人ひとりを認めて、良さをみんなに伝えてあげる。同じじゃないよっていうのを大事にしています。【団体ヒアリング】



施策（２） 児童虐待への対応

現状と課題

- 虐待の発生予防のため、妊娠届出時にすべての妊婦にアンケートを行い、家庭状況の把握に努め、早期支援につなげる体制を整えています。また、虐待の早期発見のために、乳幼児健康診査未受診や予防接種未実施等の児童については、状況確認が求められるため、関係機関と連携を図りながら子どもの生命を守ることを第一に据え、あらゆる手段を講じる必要があります。
- 2024（令和6）年度から母子保健と児童福祉部門が一体となった「こども家庭センター」を設置し、連携・協働を深め一体的に相談支援を実施しています。今後も市の広報・ホームページ等で「こども家庭センター」の周知を図る必要があります。

施策の方向性

こども家庭センターを中心に、妊娠期から切れ目のない支援の提供に取り組み、市民が気軽に相談できるよう広報やホームページ、SNS等を活用し、引き続き周知を行います。

身近な地域での子育て交流などによる親子の閉じこもり防止、育児不安に対する相談体制の充実、育児の負担が大きい多胎児や支援が必要な子どもなどに対する各種支援体制の充実により、虐待の発生予防に努めます。あわせて、乳幼児健康診査時に虐待についてのチラシを配布し、虐待が子どもに与える影響の啓発を行います。

また、保育園・幼稚園・児童館・子育て支援センター・学校等での登園時や保育・学校



活動中などの機会に、十分注意して観察や情報収集を行い、虐待の疑いがある子どもの早期発見に努めます。

児童虐待について、地域から情報提供や相談があった場合の対応方法等について、関係部署・関係機関と連携し、支援が行えるように取り組みます。

【主な取組】

No.	事業名	事業内容	担当課
81	こども家庭センター（児童福祉機能）による支援	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体化した相談支援体制を構築し、寄り添った支援に努めます。悩みを抱える妊産婦や子育て世帯等を早期に発見し、必要に応じ関係機関と連携を行い支援します。	こども家庭課
82	地域での見守り支援	民生委員・児童委員・主任児童委員による地域の子どもや子育て世帯の見守りを通して、虐待の発生予防に努めます。また、市民へ広報等で児童虐待を発見した時の対応について啓発します。母子保健推進員は、訪問時等に支援が必要と思われる家庭を把握した場合は、関係機関と連携し地域で安心して生活できるよう支援します。	社会福祉課 こども家庭課
83	早期発見に向けた保育施設等との連携	保育園・児童館・子育て支援センター・幼稚園・学校等において、虐待の疑いのある子どもを把握した場合には、市や児童相談所に連絡するなど関係機関と連携し、情報共有、早期対応に努めます。	こども家庭課 児童保育課 学校教育課
84	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換・情報共有を行い、援助方法などを協議し対応を図ります。	こども家庭課
85	家庭支援事業等の推進	子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭等に対し、訪問による生活支援（子育て世帯訪問支援事業）や、親子関係の適切な関係性の構築に向けた支援（親子関係形成支援事業）を実施します。	こども家庭課
86	ヤングケアラーへの支援	子ども・若者が、家事や家族の世話を担うことにより学業や友人関係等に支障が出てしまうヤングケアラーの問題を早期に発見し、必要な支援につなげることができるよう、支援体制を強化します。	こども家庭課
87	サポートプランの作成	必要な支援を計画的・効果的に提供するため、支援が必要な子育て家庭のニーズを聴取しながら、相談者と一緒にサポートプランを作成します。	こども家庭課

◆◆◆ アンケート・ワークショップ等から ◆◆◆

○土曜日も仕事をしている親は、子育てについて相談できる機会・自分の体や心を休める機会がない。通園している保育園はあるが、子どものことは相談できても親のしんどさの相談はできない。日曜日でも対応していただける日があると嬉しい。【アンケート・子育てワークショップ】



施策（３） ひとり親・生活困窮家庭への支援

現状と課題

- 離婚に向けての事前相談（手当額や就学支援、保育料等）が増えています。就業相談があった場合は母子家庭等就業支援センター及び公共職業安定所等との連携のもと雇用情報の提供を行っています。
- 母子家庭等日常生活支援事業は、利用者への周知を行っているものの、利用者が少ない状況です。
- 18歳以下への経済的支援は充実してきていますが、その後の高等教育費の負担軽減は社会的にも進んでいない状況です。近い将来、子どもが高等教育の機会を経済的事情であきらめることがないように、社会情勢等を考慮しながら適切な経済的支援を行う必要があります。

施策の方向性

離婚前後のひとり親家庭は様々な面で不安定であることから、相談者の気持ちに寄り添いながら、関係機関と連携しきめ細かい支援を行います。

また、児童が心身ともに健やかに成長するよう母子・父子家庭に対して、国・県制度に加えて、市独自の遺児手当を引き続き支給していきます。

複合的な課題を抱える生活に困窮している家庭の自立に向けて、引き続き包括的な支援を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業内容	担当課
88	母子・父子自立支援員による相談	母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭等就業支援センター及び公共職業安定所等との連携のもと、ひとり親家庭などの生活の安定に向け、就業に必要な技能や知識を身につけるための相談や雇用情報の提供を行います。	こども家庭課
89	ひとり親家庭等に対する経済的な支援	ひとり親家庭等の生活の安定と、児童の健全育成のため、「児童扶養手当（国制度）」、「愛知県遺児手当」及び「市遺児手当」を支給します。 また、保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成する「母子・父子家庭医療費助成」を継続します。	こども家庭課 保険年金課
90	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦が、自立するための就学や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、また、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣や生活支援をすることで、ひとり親家庭における生活の安定を図ります。	こども家庭課



No.	事業名	事業内容	担当課
91	母子家庭等自立支援給付金	ひとり親家庭の母または父が、就職に役立つ技能や資格取得のため各種講座を受講する場合や各種学校等の養成機関で就業する場合に、「自立支援教育訓練給付金」や「高等職業訓練促進給付金」、「修了支援給付金」を支給します。	こども家庭課
92	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭の母、父及び寡婦の方に対し、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、修学資金や就学支度資金など各種資金の貸付を行います。	こども家庭課
93	母子生活支援施設への入所	DV被害や養育困難など、様々な事情により保護が必要な母子家庭、またはそれに準じる家庭の母子を母子生活支援施設に入所させることで、経済的援助及び施設の母子指導員による相談援助などの長期的支援が可能となります。また、母子の自立に向けた計画及び生活支援を行います。	こども家庭課
94	生活困窮者自立支援相談員による相談	複合的な課題を抱える生活に困窮している家庭の保護者に対し、自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じて関係機関につなぎ生活支援の充実を図ります。	社会福祉課
95	高等教育の修学支援新制度の周知	家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確認できるよう、2020（令和2）年4月から実施されている高等教育の修学支援新制度について、周知を行います。	学校教育課

◆◆◆ アンケート・ワークショップ等から ◆◆◆

○ひとり親家庭だけでなく、別居などで生活が苦しい家庭についても、何らかの支援や相談できる窓口があると良い。【アンケート】

○片親で子ども3人の子育ては、精神面、金銭面での負担が大きいです。所得制限のため母子手当の対象にはなりません。学年が上がるにつれお金が掛かるため、不安が大きいです。【アンケート】



第 5 章

教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の量の見込みと確保方策





1 教育・保育提供区域の設定

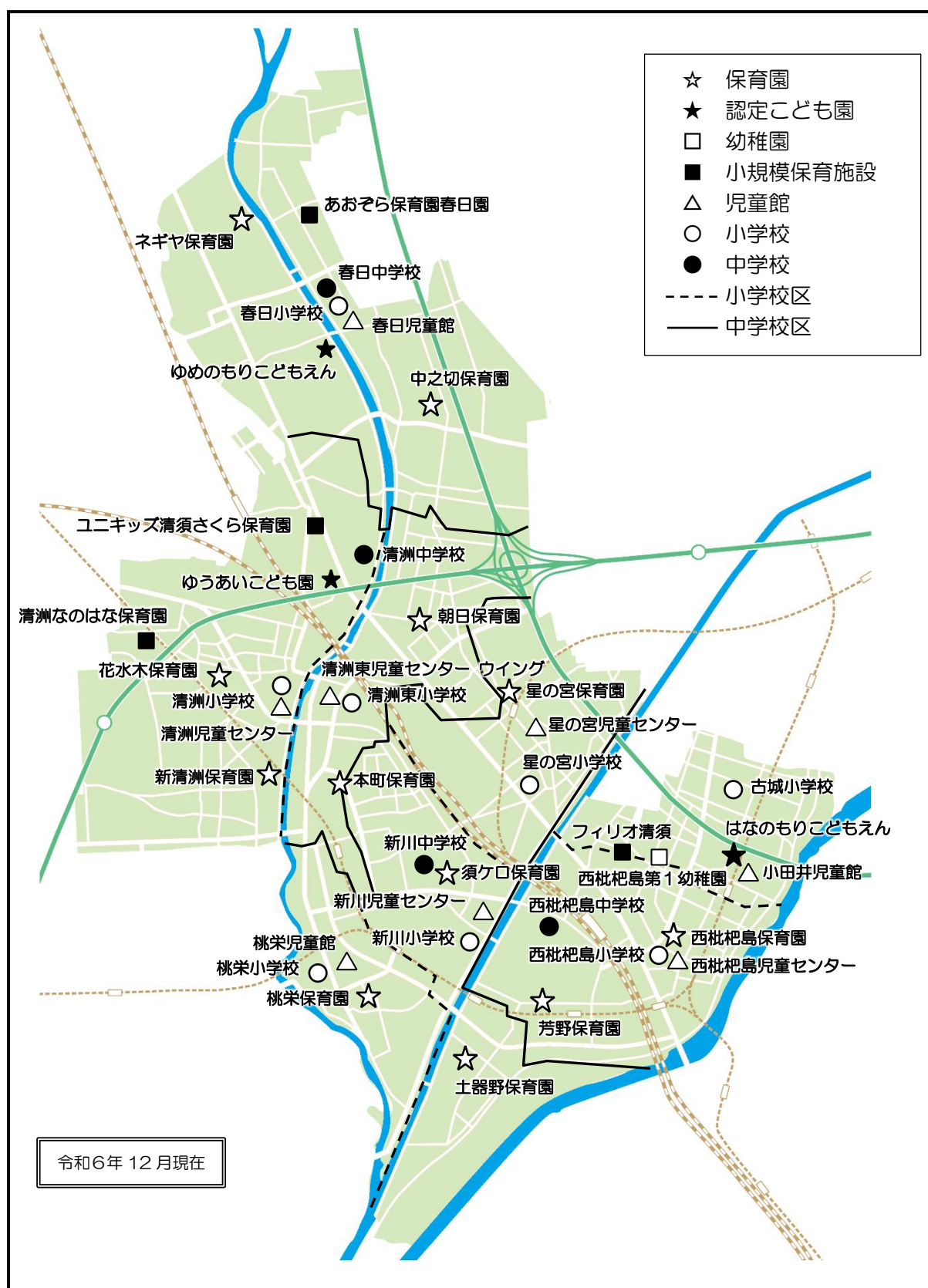
(1) 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。第3期となる本計画においては、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりを進めていくため、第2期計画と同様に以下の教育・保育提供区域とします。

■ 教育・保育及び子育て支援事業の提供区域の設定

事業等名		区域設定	設定理由
教育・ 保育施設	認定こども園	市内全域	保護者が比較的負担感なく送迎でき、保護者や子どもが利用しやすく、また既存施設を効率的に活用でき、需給調整が行いやすいことを踏まえ、「市内全域」とする
	幼稚園		
	保育園		
地域型 保育事業	小規模保育	市内全域	
	家庭的保育		
	居宅訪問型保育		
	事業所内保育		
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		小学校区	当該事業の基本となっている「小学校区」とする
延長保育事業（時間外保育事業）		市内全域	教育・保育施設での利用となるため、「市内全域」とする
一時預かり事業			
子育て短期支援事業（ショートステイ）			利用実態や供給体制を踏まえ、「市内全域」とする
地域子育て支援拠点事業			
病児・病後児保育事業			
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）			
妊産婦等健康診査事業			
乳児家庭全戸訪問事業			
養育支援訪問事業			
利用者支援事業			
子育て世帯訪問支援事業			
親子関係形成支援事業			
妊婦等包括相談支援事業			
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）			
産後ケア事業			

(2) まちの状況





2 将来の子ども人口の見通し

本市の0～17歳の1歳別推計人口をみると、ほとんどの年齢で減少するものと見込まれます。

年齢別にみると、0～1歳は5年後も同程度の人口を維持する見込みです。一方で、3～5歳の主に保育施設・幼稚園に通う年代と、6～8歳の小学校低学年の年代が最も減少傾向が顕著で、それぞれ5年間で20%程度の減少が見込まれます。

また、0～17歳推計人口は2029（令和11）年度には10,803人となる見込みです。

年齢	実 績	推 計				
	2024 年度 (令和 6)	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
0 歳	594	604	599	595	595	597
1 歳	577	578	588	583	579	579
2 歳	594	545	545	555	550	546
3 歳	645	577	530	530	539	535
4 歳	631	630	564	518	518	527
5 歳	637	624	623	558	512	512
0～5 歳	3,678	3,558	3,449	3,339	3,293	3,296
6 歳	694	621	609	608	544	500
7 歳	677	694	621	609	608	544
8 歳	664	676	693	620	609	608
9 歳	645	662	674	691	618	607
10 歳	664	645	662	674	691	618
11 歳	641	664	644	661	674	691
6～11 歳	3,985	3,962	3,903	3,863	3,744	3,568
12 歳	667	640	663	643	660	673
13 歳	672	666	639	662	642	659
14 歳	657	672	666	639	662	642
15 歳	652	658	673	667	640	663
16 歳	620	652	658	673	667	640
17 歳	648	615	647	653	668	662
12～17 歳	3,916	3,903	3,946	3,937	3,939	3,939
合 計	11,579	11,423	11,298	11,139	10,976	10,803

資料：実績…住民基本台帳（4月1日現在）

推計…実績値に基づき、コーホート要因法により算出

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（教育標準時間認定）

【対 象】 満3歳以上で、幼稚園等の教育を希望される方

【利用先】 幼稚園、認定こども園

単位：人

利用者数	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	784	725	680	636	621	623
確保の内容 ②	784	725	680	636	621	623
公立幼稚園	119	145	145	145	145	145
認定こども園	96	120	120	120	135	135
その他	569	460	415	371	341	343
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

本市には公立幼稚園が1園ありますが、私立幼稚園はありません。

認定こども園については、2021（令和3）年度に「はなのもりこどもえん」が開園し市内に3園となり、特色ある教育に取り組んでいます。また、公立保育園の民営化についても進め、認定こども園に移行し教育施設の確保にも取り組みます。

なお、市外の幼稚園に通う広域幼稚園利用については、現在、約500人の利用者がいます。



(2) 2号認定（保育認定）

【対 象】 満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望される方

【利用先】 認定こども園、保育園

単位：人

利用者数	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	1,180	1,092	1,023	957	935	938
教育希望が強い	192	178	166	156	152	153
上記以外	988	914	857	801	783	785
確保の内容 ②	1,180	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231
公立保育園	988	1,012	1,012	1,012	938	938
認定こども園	192	219	219	219	293	293
過不足 (②－①)	0	139	208	274	296	293

【提供体制の考え方】

本市には、現在、公立保育園が12園、私立の幼保連携型認定こども園が3園あります。

今後も保育ニーズを注視しつつ、公立保育園の民営化についても進め、認定こども園に移行し、待機児童を生じさせないように適切な保育施設の確保に取り組みます。



(2) 3号認定（保育認定）

【対 象】 満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望される方

【利用先】 認定こども園、保育園、地域型保育

単位：人

利用者数	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	640	613	615	617	614	613
0歳	85	94	93	92	92	93
1歳	226	222	225	223	222	222
2歳	329	297	297	302	300	298
確保の内容 ②	640	620	620	639	639	639
公立保育園	469	408	408	408	367	367
認定こども園	97	138	138	138	179	179
小規模保育	74	74	74	93	93	93
過不足 (②－①)	0	7	5	22	25	26

【提供体制の考え方】

3歳未満児の保育ニーズは年々増加しており、市域全体として確保量は充足しているものの、多様な保護者のニーズにも対応するため、新たに2027（令和9）年度に小規模保育施設の誘致を目指します。





4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を越えて延長した保育を実施する事業です。本市では、保護者の就労時間などに応じて、延長保育を実施しています。

単位：人

利用者数	2023年度 (令和5) «実績»	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	582	586	568	550	543	543
確保の内容 ②	582	586	568	550	543	543
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0	0

〔量の見込みの説明〕 公立の利用見込みと、利用率から算出した民間の利用見込みからの推計値

【提供体制の考え方】

現在、市内の保育園、認定こども園等のすべての施設で実施しており、引き続きニーズに対応し提供量の確保に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業です。

① 市全域

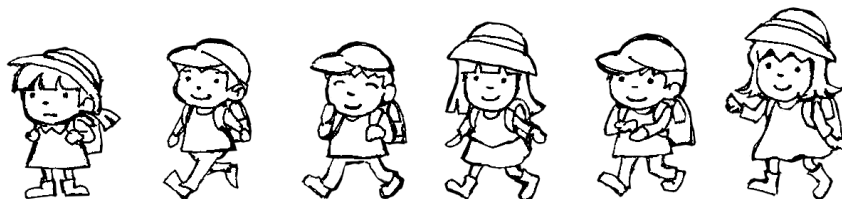
単位：人						
利用者数	2023 年度 (令和 5) 《実績》	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み ①	464	469	462	462	445	433
1～3 年生小計	387	395	383	380	371	359
4～6 年生小計	77	74	79	82	74	74
確保の内容 ②	590	640	640	640	640	640
過不足 (②－①)	126	171	178	178	195	207

〔量の見込みの説明〕登録人数見込みに利用率を乗じた推計値

【提供体制の考え方】

平常時から確保量に課題を抱える西枇杷島小学校区については、他の公共施設を児童クラブとして利用し、提供量を確保します。

また、夏休みなどの長期休暇期間は一時的に利用者が増加するため、他の部屋や公共施設を活用するとともに、学校勤務の職員等に応援を依頼するなど、場所と人の両面から必要量を確保し対応します。





② 小学校区別

単位：人

西枇杷島小学校区	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	81	84	85	85	87	87
1～3年生	70	70	70	70	74	73
4～6年生	11	14	15	15	13	14
確保の内容 ②	80	110	110	110	110	110
過不足(②-①)	-1	26	25	25	23	23

単位：人

古城小学校区	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	33	37	34	35	31	33
1～3年生	31	35	32	33	29	31
4～6年生	2	2	2	2	2	2
確保の内容 ②	60	60	60	60	60	60
過不足(②-①)	27	23	26	25	29	27

単位：人

清洲小学校区	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	121	120	117	112	106	95
1～3年生	105	102	98	93	88	78
4～6年生	16	18	19	19	18	17
確保の内容 ②	160	160	160	160	160	160
過不足(②-①)	39	40	43	48	54	65

単位：人

清洲東小学校区	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	59	58	59	61	64	64
1～3年生	46	47	47	48	52	51
4～6年生	13	11	12	13	12	13
確保の内容 ②	60	70	70	70	70	70
過不足(②-①)	1	12	11	9	6	6

単位：人

新川小学校区	2023 年度 (令和 5) 《実 績》	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み ①	49	53	53	53	50	49
1～3 年生	40	45	45	43	41	40
4～6 年生	9	8	8	10	9	9
確保の内容 ②	80	80	80	80	80	80
過不足 (②－①)	31	27	27	27	30	31

単位：人

星の宮小学校区	2023 年度 (令和 5) 《実 績》	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み ①	34	27	25	26	21	21
1～3 年生	24	20	17	18	15	16
4～6 年生	10	7	8	8	6	5
確保の内容 ②	40	40	40	40	40	40
過不足 (②－①)	6	13	15	14	19	19

単位：人

桃栄小学校区	2023 年度 (令和 5) 《実 績》	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み ①	32	30	29	29	28	30
1～3 年生	26	25	24	24	24	26
4～6 年生	6	5	5	5	4	4
確保の内容 ②	30	40	40	40	40	40
過不足 (②－①)	-2	10	11	11	12	10

単位：人

春日小学校区	2023 年度 (令和 5) 《実 績》	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み ①	55	60	60	61	58	54
1～3 年生	45	51	50	51	48	44
4～6 年生	10	9	10	10	10	10
確保の内容 ②	80	80	80	80	80	80
過不足 (②－①)	25	20	20	19	22	26



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病・育児疲れ、また、恒常的な残業などにより保育ができない場合に、保護者に代わり児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

単位：人日

年間延べ利用者数	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	7	14	14	14	14	14
確保の内容 ②	14	14	14	14	14	14
過不足(②－①)	7	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

一時的に家庭での養育が困難となった児童に必要な養育を行うため、児童福祉施設等において預かる体制を整え、引き続き提供量の確保に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センターや児童館、たんぽぽ園で、子育て中の親子交流・育児相談等を行う事業です。現在、市内には子育て支援拠点が13施設あります。

それぞれの子育て支援センターは保育園に併設し、0～3歳児が主に利用しており、また児童館においては、子どもの遊び場を提供しています。

子育て支援センター及び児童館にて子育てに関するイベントや講習などを行うことで、親子の交流が生まれる機会の提供や保護者同士が情報交換できる場所としての役割を果たしています。

単位：人日

年間延べ利用者数	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	24,582	26,495	26,572	26,587	26,449	26,419
確保の内容 ②	24,582	26,495	26,572	26,587	26,449	26,419
過不足(②－①)	0	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

現体制で見込み量に対応できているため、引き続き提供量の確保に努めます。

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間に保育園やその他の場所において、一時的に預かる事業です。

① 幼稚園型

単位：人日

年間延べ利用者数	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	66,378	71,900	67,423	63,065	61,612	61,808
1号認定	66,378	71,900	67,423	63,065	61,612	61,808
2号認定	—	—	—	—	—	—
確保の内容 ②	66,378	71,900	67,423	63,065	61,612	61,808
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0	0

〔量の見込みの説明〕 公立の利用見込、民間への補助・潜在見込からの推計値

【提供体制の考え方】

現在の体制で見込み量に対応できているため、引き続き提供量の確保に努めます。

また、「幼児期の学校教育の利用希望が強い」2号認定者を抽出することが困難なため、見込み量の設定は行いませんが、ニーズがある場合には適切に対応していきます。

② 幼稚園型以外

単位：人日

年間延べ利用者数	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	1,451	3,670	3,558	3,444	3,397	3,400
確保の内容 ②	2,880	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
過不足 (②－①)	1,429	650	762	876	923	920

【提供体制の考え方】

2024（令和6）年度から、公立保育園4か所に加え、ゆめのもりこどもえん、はなのもりこどもえんにおいても事業を開始しました。

現在の体制で見込み量に対応できているため、引き続き提供量の確保に努めます。



(6) 病児・病後児保育事業

児童が発熱や風邪等の病気となった場合、病院や保育園等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

単位：人日

年間延べ利用者数	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	303	489	478	468	457	446
確保の内容 ②	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
過不足(②－①)	1,137	951	962	972	983	994

【提供体制の考え方】

現在の体制で見込み量に対応できているため、引き続き提供量の確保に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）を会員として組織化し、会員同士が育児に関する相互援助を行うことにより、子育て支援の輪を作り、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりを進めます。

単位：人日

年間延べ利用者数	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	659	659	659	659	659	659
確保の内容 ②	659	659	659	659	659	659
過不足(②－①)	0	0	0	0	0	0

《参考》

単位：人

会員数	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
依頼会員数	291	281	267	274	260
提供会員数	42	44	44	34	45
両方会員数	11	9	8	12	15

【提供体制の考え方】

継続的な提供会員の拡大を目指すとともに、様々な預かりニーズに対応するため、研修の充実による提供会員のスキル向上を図ります。

(8) 妊産婦等健康診査事業

妊産婦の健康を守るため、妊娠期及び産じょく期に妊産婦健康診査を行う事業です。

単位：人

利用者数	2023 年度 (令和 5) 《実 績》	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み ①	637	632	628	628	630	632
確保の内容 ②	637	632	628	628	630	632
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

すべての対象者へ早期から子育てに対する準備の支援をするため、引き続き提供量の確保に努めます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児がいる全家庭を保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつける事業です。

単位：人

訪問乳児数	2023 年度 (令和 5) 《実 績》	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み ①	593	604	599	595	595	597
確保の内容 ②	593	604	599	595	595	597
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

すべての乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握や、対象者への子育てに関する情報の提供を継続して実施していきます。



(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児のスキルを向上させるための支援（相談支援・育児援助等）を行う事業です。

単位：世帯

訪問世帯数	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	277	302	304	306	308	310
確保の内容 ②	277	302	304	306	308	310
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

養育支援が特に必要な家庭の育児不安等の軽減を図るため、対象となる家庭の把握・訪問を継続的に実施していきます。

(11) 利用者支援事業

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等または妊娠している方がその選択に基づき、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：か所

実施箇所数	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	2	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1	1
こども家庭 センター型	1	1	1	1	1	1
確保の内容 ②	2	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1	1
こども家庭 センター型	1	1	1	1	1	1
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0	0

※2024（令和6）年度から母子保健型は廃止され、こども家庭センター型となっています。

【提供体制の考え方】

基本型・こども家庭センター型の2か所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を引き続き実施していきます。

また、2022（令和4）年の児童福祉法改正により、市町村は地域子育て相談機関の整備に努めることとされました。本市においては、すでに身近な場所で子育てに関する相談を行っています。更なる充実に向け、地域子育て相談機関の設置の検討を進めます。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育料は、国が定める水準を限度として、自治体が利用者負担額を設定しますが、それ以外に実費徴収（副食費、教材費、行事参加費等）を行う場合があります。

実費徴収があった場合、低所得者の負担軽減を図るため、必要に応じて実費負担の部分について給付を実施する事業です。

単位：人

年間延べ利用者数	2023 年度 (令和 5) 《実績》	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み ①	80	56	56	56	56	56
確保の内容 ②	80	56	56	56	56	56
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

実費徴収額については、国・県と同様に低所得世帯等を対象に費用の一部を補助していきます。

（13）多様な主体が本事業に参入する事を促進するための事業

子育て安心プラン実施計画による保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者を活用しながら、保育園、認定こども園、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【提供体制の考え方】

地域の保育提供量に偏りがないよう、必要に応じて保育園、小規模保育などの設置を検討します。



(14) 子育て世帯訪問支援事業

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。

単位：人日

年間延べ利用者数	2023年度 (令和5) 「実績」	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	—	308	304	300	296	291
確保の内容 ②	—	312	312	312	312	312
過不足 (②－①)	—	4	8	12	16	21

【提供体制の考え方】

家事や子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等への家事や子育て等の支援の実施を検討し、提供体制を確保します。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

【提供体制の考え方】

計画期間内の実施予定はありませんが、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

単位：世帯

年間利用世帯数	2023 年度 (令和 5) «実 績»	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み ①	—	10	10	10	9	9
確保の内容 ②	—	10	10	10	10	10
過不足 (②－①)	—	0	0	0	1	1

【提供体制の考え方】

親子の関係性や児童との関わり方等に不安を抱えている家庭に、健全な親子関係の形成に向けた支援を検討し、支援が必要な家庭に対応していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を行い、心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、妊娠生活や産後の子育てが安心して過ごせる様な相談やその他の援助を行う事業です。

単位：回

年間延べ利用回数	2023 年度 (令和 5) «実 績»	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)	2029 年度 (令和 11)
量の見込み ①	1,281	1,896	1,884	1,884	1,890	1,896
確保の内容 ②	1,281	1,896	1,884	1,884	1,890	1,896
こども家庭センター	1,281	1,896	1,884	1,884	1,890	1,896
上記以外	0	0	0	0	0	0
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

妊娠の届出をした妊婦・その配偶者等に対して、情報提供・相談等の伴走型支援を行うため、少なくとも2回（妊娠届出時及び出生後）の面談等を実施するほか、妊娠8か月頃の妊婦全員にアンケートを実施し、面談を希望される方にはさらに1回面談を実施できる体制を確保します。



(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等の施設で、保育所等に入所していない乳児または幼児（満3歳未満）に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談と子育てについての情報の提供、助言、援助を行う事業です。

単位：人

利用者数/日	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	—	—	6	6	6	6
0歳	—	—	3	3	3	3
1歳	—	—	2	2	2	2
2歳	—	—	1	1	1	1
確保の内容 ②	—	—	6	6	6	6
過不足(②－①)	—	—	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

2025（令和7）年度に制度の研究を進め、2026（令和8）年度から保育施設1施設で1日6人の受け入れを想定し体制を整備します。

2027（令和9）年度以降は、同規模での事業継続を想定していますが、実際の利用状況に加え、通常保育、一時預かり等の確保量との兼ね合いを考慮しながら量の確保に努めます。

(19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

単位：人日

年間延べ利用者数	2023年度 (令和5) 《実績》	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み ①	70	327	327	327	327	327
確保の内容 ②	327	327	327	327	327	327
アウトリーチ型	22	22	22	22	22	22
宿泊型	305	305	305	305	305	305
過不足(②－①)	257	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

アウトリーチ型と宿泊型で対応しています。必要な時期に、産後の心身のケアや育児のサポートを受けられるよう事業の充実に努めます。

5 教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保

本市では、市内に公立幼稚園が1か所、公立保育園が12か所、民間認定こども園が3か所整備されています。

幼稚園では預かり保育を実施しており、保護者の就労形態に関わらず、夕方まで子どもを預けることができる体制を構築しています。保育園では、心と身体の発達を促す幼児教育を踏まえた運営を推進するとともに、多様化するニーズに対応するため、公立保育園の民間認定こども園への移行を進めています。

また、幼稚園・保育園職員合同での保育等に関する研修を行い、保育及び幼児教育の質の向上を図ります。

さらに、幼児期から小学校、中学校へのスムーズな移行を図るため、幼児には小学校への体験入学、小学生には中学校への入学説明会を実施します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019（令和元）年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。市では子育てのための施設等利用給付にあたって、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮し、継続して実施していきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行に当たっては、愛知県と共に施設の運営状況、監査状況等に関する情報の確保に努めるほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を適切に実施していきます。

第 6 章

計画の推進体制





1 計画の周知と進行管理

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「清須市子ども・子育て審議会」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。



2 推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野にわたっています。庁内関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携を更に強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、保育園・幼稚園・認定こども園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民をはじめ、地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育園・幼稚園・認定こども園等をはじめ子どもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

資料編





1 清須市子ども・子育て審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、清須市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項の規定に基づく児童福祉施設の管理運営に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づく次世代育成支援対策行動計画に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議においては、会長が議長となる。

3 審議会は、会長及び委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴き、若しくは関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 審議会に、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び臨時の委員をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。
- 5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部児童保育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日条例第14号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第5号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



2 子ども・子育て審議会委員一覧

敬称略

区分	所属等	氏名	備考
学識経験者	桜花学園大学 教授	小原 倫子	
各種団体の 代表者	清須市社会福祉協議会 会長	時田 榮一	子育て支援に 関する団体の 代表者
	清須市民生児童委員連絡協議会 連絡副会長	林 恵子	
	主任児童委員 西枇杷島地区代表	武島 敦子	
	清須市心身障がい児者福祉協会 会長	太田 良治	
	子育てネットワーカー	太田 早苗 (令和5年度)	
	子育て勉強会ねこのこ	野呂 千賀子 (令和6年度)	
	保育サポート「えぶろん」	谷 尚子	
	子育て新川サポートステーション 「タイム」	原田 晴美	
	子育てボランティアふぁにいまんま	中田 繁美	
	清須市教育委員会 委員	太田 光則	
	小学校 校長	海川 寛 (令和5年度)	
		山田 忠司 (令和6年度)	
	清須市商工会 会長	堀田 忠彦 (令和5年度)	事業主の 代表者
		山田 宗宏 (令和6年度)	
そのほか、 市長が必要と 認めるもの	小学校保護者代表	小宮 史子 (令和5年度)	子どもの 保護者
		東 雄士 (令和6年度)	
	放課後子ども教室保護者代表	古賀 香 (令和5年度)	
		水田 奈知 (令和6年度)	
	児童館保護者代表	祖父江 渚 (令和5年度)	
		福井 さやか (令和6年度)	
	保育園保護者代表	一期崎 亜紀 (令和5年度)	
		三宅 由佳里 (令和6年度)	
	公立幼稚園保護者代表	丸井 早苗 (令和5年度)	
		大村 智美 (令和6年度)	
	私立幼稚園保護者代表	小川 美紗子 (令和5年度)	
		早川 ゆり (令和6年度)	
	子育て支援センター保護者代表	五嶋 愛	

3 計画策定の経緯

【令和5年度】

年月日	事 項
令和5年 9月26日	令和5年度 第1回 清須市子ども・子育て審議会 ▶清須市公共施設個別施設計画について ▶教育・保育施設の状況及び提供体制について ▶放課後児童クラブの利用状況について ▶第3期清須市子ども・子育て支援事業計画策定について
令和6年 1月9日	令和5年度 第2回 清須市子ども・子育て審議会 ▶第3期清須市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査について
令和6年 1月31日～2月22日	子ども・子育て支援事業計画アンケート調査の実施
令和6年 3月15日	令和5年度 第3回 清須市子ども・子育て審議会 ▶（仮称）『清須子ども・はぐくみ宣言』について ▶市の機構改革について ▶病児保育事業について ▶第3期清須市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査結果について ▶認定こども園の定員について

【令和6年度】

年月日	事 項
令和6年 6月24日	令和6年度 第1回 清須市子ども・子育て審議会 ▶第3期清須市子ども・子育て支援事業計画策定について ▶教育・保育施設の状況及び提供体制について
令和6年 7月～8月	子育てに関わる団体へのヒアリングの実施
令和6年 6月23日	子育てをしている保護者を対象としたワークショップの実施
令和6年 9月11～18日	放課後の過ごし方に関するアンケートの実施
令和6年 10月8日	令和6年度 第2回 清須市子ども・子育て審議会 ▶子育てに関わる団体へのヒアリングの概要について ▶子育て中の保護者に対するワークショップの概要について ▶第3期清須市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
令和6年 11月29日	令和6年度 第3回 清須市子ども・子育て審議会 ▶第3期清須市子ども・子育て支援事業計画素案について
令和6年 12月25日～ 令和7年 1月24日	パブリック・コメントの実施
令和7年 2月14日	令和6年度 第4回 清須市子ども・子育て審議会 ▶第3期清須市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリック・コメントの実施結果について ▶第3期清須市子ども・子育て支援事業計画案の承認について



4 第2期計画の施策進捗評価

5つの基本目標に基づき、施策・事業毎に実施状況を取りまとめました。「評価できる」「おおむね評価できる」が全体の9割以上を占めています。

【評価基準：5＝評価できる、4＝おおむね評価できる、3＝あまり評価できない、2＝評価できない、1＝未実施】

施 策	評価基準（下段：全体に占める割合）				
	5	4	3	2	1
全 体	20 (22.2%)	62 (68.9%)	8 (8.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
基本目標その1 穏やかな妊娠期から出産、乳幼児期の母と子の健康を守る	6	14	3	0	0
（1－1）安心して妊娠・出産ができるための支援	2	7	2	0	0
【主な成果】妊婦のための支援給付、一般不妊治療費助成事業の拡充					
（1－2）乳幼児の健やかな成長支援	4	7	1	0	0
【主な成果】子ども医療費の対象の拡充、おむつ券の配付					
基本目標その2 育児のための相談事業の充実と親支援への取組みの実施	4	10	1	0	0
（2－1）地域における子育て支援サービスや相談体制の充実	2	4	1	0	0
【主な成果】子ども家庭センターの設置					
（2－2）子育て交流・地域コミュニティづくり	2	6	0	0	0
【主な成果】地域情報共有プラットフォーム「タッチポイントきよす」の導入					
基本目標その3 教育・保育機能・施設の充実と子育て世代の社会参加のための支援	5	20	3	0	0
（3－1）心豊かで創造性を育む教育の推進	3	10	0	0	0
【主な成果】公園の整備、教育支援教室の増設					
（3－2）子育て世代の社会参加の支援	1	3	1	0	0
【主な成果】子ども食堂運営費補助金の対象団体の増加					
（3－3）子育て支援サービスの充実	1	7	2	0	0
【主な成果】一時預かり事業の拡充、公立保育園への園務支援システムの導入、児童館の建て替え、放課後児童クラブの拡充、キャッシュレス決済の導入、認定こども園・小規模保育事業所の誘致					
基本目標その4 様々な支援体制の構築と安心安全なまちづくり	5	11	1	0	0
（4－1）児童虐待への対応	3	1	0	0	0
【主な成果】子ども家庭センターの設置（再掲）					
（4－2）障がいのある児童の育成環境の充実	1	7	1	0	0
【主な成果】障害児保育事業費補助金の創設、サポートブックの更新					
（4－3）子どもを守る取組みの推進	1	3	0	0	0
【主な成果】性被害防止対策事業費補助金の創設、液体ミルクの防災備蓄					
基本目標その5 子どもの貧困対策・ひとり親への支援	0	7	0	0	0
（5－1）生活支援の充実	0	1	0	0	0
（5－2）ひとり親への支援	0	5	0	0	0
【主な成果】児童扶養手当の対象者の拡充					
（5－3）子育て家庭への経済的支援の充実	0	1	0	0	0
【主な成果】子ども医療費の対象の拡充（再掲）、学校給食費等臨時給付金の支給					



第3期 清須市子ども・子育て支援事業計画

2025（令和7）年3月

<発行> 清須市 健康福祉部 児童保育課

〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地

TEL：052-400-2911 FAX：052-400-2963